

雪 国 民 俗

(第 30 号)



梵 天

雪 国 民 俗 館

(秋田経済法科大学・総合研究センター内)

梵天

太平山三吉神社の梵天祭は、毎年一月十七日に行われる。

五穀豊穰、商売繁盛、家内安全、無病息災などの祈願がこめられている。

写真は、「学園躍進」祈願をする本学の梵天奉納の様子。

雪 国 民 俗 （第三十号）

はじめに

「雪国民俗」（第三十号）を発行した。同二十九号の発行は平成六年であるから実に十年を越えるほど長い間休んだことになる。

今回発行の契機となったのは、平成十七年四月、学内に総合研究センターが設置され、雪国民俗館がその組織の一つに位置づけられたことである。民具の整理と展示、パンフレットの作成、民具収集、本館見学者への対応、雪国民俗館の紹介などをしてきた。そして研究誌「雪国民俗」の再興となったのである。

本誌は二論文、一史料の構成である。「秋田万歳と江戸万歳の比較考」では、秋田万歳の詞章がどのように創作されたかを明らかにしようとした意欲のある論文である。また「海上出稼（北海道）史料」は、秋田から北海道へ主に鯿を追いかけて北上した漁師集団―

海上出稼の史料である。記録された漁師は網元（親方）が中心であるが、秋田の漁業出稼とその歴史を知る上で貴重な史料である。「秋田から離島へ（礼文・利尻）」は、この史料が基礎となっている。

このように本館は確かな歩みを始めた。その意味で「雪国民俗」（第三十号）の発行は、新たなスタートをきったといえよう。

今後地域社会との連携を保ちながら本館の活動の充実を図り、「雪国の文化」研究の輪を広げ、その成果が本誌にも反映されるよう努力したい所存である。

よろしくご支援、ご援助をお願い申し上げますところである。

（館長 鎌田 幸男）

目次

一、秋田から離島へ（礼文・利尻）

― 鯨場へ進出した漁師たち ―

鎌田 幸男

二、秋田万歳と江戸万歳の比較考

― 「御国万歳」の詞章を中心に ―

平 辰彦

史料

海上出稼（北海道）史料

― 旧免許漁業原簿から（秋田の漁師） ―

鎌田 幸男



磁石

（ 秋田県山本八竜村釜谷
神清丸
海上安全、大漁満足 ）

秋田から離島へ（礼文・利尻）

― 鯨場へ進出した漁師たち ―

鎌田 幸男

はじめ

漁師は海へ出ると山を見た。そして山割り・山当てにより漁場を確認してきた。同時にそれは沖合での船の位置を知ることでもあった。操業中も山を見ては雲の動き、変化を察知し、また潮流に気をつけ適切な対応をしてきた。利尻島近海の漁業では、利尻山はまさにその対象になっていた。礼文島の漁師は、「笠雲が掛ると天気が荒れる」とか春先きの雪渓を見て「中腹に猫の顔の形が浮き出る頃、ニシンがやってくる」といいその時期の目安としてきた^①。

また香深井（礼文島）の漁場については、次のように語られている^②。礼文島は平地が少ないところだが、香深井は扇状地になっていて平地があり、古くから番屋や倉庫が建ち並ぶ一大集落であった。その番屋の所有者の一人に大友という人がいた。網主で漁場を開いた人である。三月半ばには雇いの者がきて、四月初め

には網下ろしの祝いがあり、威勢のよい掛声がこの番屋から始まったような気がするというのがのである。

焼尻・天売両島への鯨場出稼については、論叢七四号に報告した^③。本稿は礼文・利尻両島への進出について述べるものである。

尚鯨場出稼の形態は、漁業権を保有するいわゆる鯨場の網元（親方）としての進出と、漁業従事者つまり被雇漁夫としての進出とがある^④。ここでは前者の漁業形態をとりあげるが、その基礎史料として旧免許漁業原簿^⑤に登載されている漁業者を主に対象とした。

本原簿には主として明治三十五年以降の漁場、そして漁業権の相続・譲渡・贈與・売買に関する契約年月日、また借地権や抵当権を設定して漁場を賃借することなどが記録されているが、秋田から進出した鯨漁師が多数に及ぶことから残存する他の史料との関わりを通じて代表的な網元を抽出した。そして本原簿から書写したものは別添史料として掲載した。

また利尻島では、西谷栄治氏（利尻町立博物館学芸課長）に現地案内をはじめ種々、ご教示をいただいた。深く感謝を表するものである。

一、礼文島への進出

1. 大友家の鯨場への進出

香深井の鯨場漁業に進出した漁師に大友長次兵衛（男鹿市・戸賀・加茂青砂）がいる。

旧免許漁業原簿には次のようにある。

・礼鯨定第四二九号（免許年月日・明治四十二年二月九日）の漁業権移転がある。漁業権者である大友長次兵衛が、旧免許漁業原簿より移し登録したのは、大正七年七月九日である。その漁業権を大友誠一（男鹿市・戸賀・加茂青砂）が譲渡により取得、登録したのは、大正七年七月九日（譲渡証書は大正七年六月二十九日）である。その後合同漁業株式会社（小樽市）が出資をして漁業権を取得、登録（昭和八年一月十三日）している。後に触れる大友家史料にも出てくるが、要するに漁業権は、相続・贈與・譲渡・売買の対象になつていたことがわかる。

・礼鯨定第四三四号、同四三五号、同四三七号では、漁場の貸借権を保有（貸借契約）して漁業にあたっている。その内容は次の通りである。

貸借期間 明治四十四年三月二十五日～同年七月三

十日

貸借料（一漁期） 金二百十円

支払期日 明治四十四年五月二十日

貸借契約では、期間を継続したり、存続期間満了により貸借権を抹消したり、時には中途解約もあった。

大友家が保有する鯨場出稼史料^⑥によると、次のようなことがわかる。

・明治二十九年七月十八日付、大友長次郎、同長吉は、山本久右衛門（松前郡・福山町寄留）が香深井に所有する海産干場・鯨建網漁場・建網・建物（住家・粕庫・網庫・櫛（廊とも書く）家）・漁船・その他諸道具一式を賃借している。

貸借期間 明治二十九年八月～同三十二年六月三十

日

貸借料（一漁期） 礼文郡出産鯨精粕二百二十五石

支払期日 毎年七月三十日

この契約保証人は、大友長次兵衛である。

・明治三十二年十一月二十六日付、漁夫被雇証書がある。大友長次兵衛が香深井カブカイに所有する漁場に於いて鯨漁業に従事する契約内容である。契約期間は明治三十三年旧二月十日～同年旧六月九日までである。また明治四十年～同四十四年までの漁夫被雇証書には、どこの漁場が具体的に記されていない。そして

「貴殿御指図の場所に於いて漁業に服務可仕為め相雇はれ候」とある。大正二年（同三年にかけてのものには、「香深村若くは他に貴殿御指図の場所に於いて」とある。宛名はいづれも大友長次兵衛となつてゐる。

長次兵衛は、利尻島では長の家号で大友出張漁場で知られてゐるし、天売島にも漁場を保有していた。「貴殿御指図の場所」とあるのは、こうした状態を示唆していたものといえる。

また出稼について親権者の承諾書がある。例えば大正九年三月十日（同年七月三十日まで、香深井の大友長次兵衛漁場へ出稼の件承諾とある。

・明治四十年六月二十九日付、カブカイに練納家を建設する目的で、次のような計画書を添付して「公有水面埋立願」を宗谷支庁へ提出している。

海面（間口三十間、奥行七間）

工事費概算書、工事の方法、図面（略）

しかしそこは海浜地であることから許可できない旨、同四十一年十二月十一日却下されている。

・明治四十一年六月、大友長次兵衛は、山本久右衛門が香深村に所有する不動産（宅地、海産干場）を購入している。

・大友長次兵衛は、次のように山本久右衛門が香深村に所有する定置漁業権（鯨角網漁場、東第三二二号・同一一〇号）の貸借契約を結ぶ。

貸借期間 明治四十二年四月一日（同年七月三十日）
貸借料については具体的に記されていない。本貸借契約証書には、その期間中「公私諸掛り賦課納税及水産組合費等は凡て借受人の負担とす」とある。

・明治四十四年六月、大友長次兵衛は、香深村字カフカイに所有する不動産（宅地、畑、海産干場）を大友誠一へ無償贈與している。

・大正四年十一月十八日付、大友長次兵衛は、山本久右衛門が香深村に所有する漁業権、土地、建物、漁具に関する貸借契約を結ぶ。

漁業権の表示では、鯨角網漁業権（東第三〇九号、同一一〇号、同一一一号、同一一二号）、土地、建物の表示では、香深村漁場に付属するもので海産干場の全部、漁場に建設される木造葎葺住家、粕倉、廊家、漁具の表示では、鯨角網、漁船、鯨釜その他一切の諸道具である。

貸借期間 大正四年十一月十八日（同七年七月三十日）

貸借金（一漁期） 鯨絞粕最上品百石

また貸借期間中の水産税、村費、其の他すべての賦課金は借主が負担することになっている。

・大正十一年七月一日付、大友長次兵衛が香深井に所有する漁場、土地、建物（平家建漁舎、廊家、網庫、粕庫、葎庫）、鯨角網、漁船並びに付属漁具、その他

一切の諸道具を香深村の米澤源蔵、同源三郎に賃借する。この明細帳には賃借期間や賃借料は記されていない。

また先に触れた大友長次郎（長治郎ともある）は、長の家号で早くより天売島へ鯺場漁師として進出していた。明治十三年には海産干場の地券、同十九年には畑地の地券を所有している。天売、焼尻有名な紹介表にも長大友長次郎（加茂青砂、天売漁場、建場東第一五号）が掲載されている。

大友長吉（加茂青砂）もいる。明治三十四年旧六月十九日付、堀田子之助（浜口、釜谷）が長吉より川崎船一艘を賃借、また同三十七年八月二十三日付で子之助が所有する漁具一切を長吉に金二千円で売渡し、その後ただちに賃借契約を結んでいる。

賃借期間 明治三十七年八月～同四十年八月三十日
賃借料（一漁期） 鯺メ粕五十石

2. 香深井に残る大友家の跡地

現在香深井に郵便局として用いられている建物がある。外観は番屋の面影を残している。明治末～大正五年頃までの間に建てられたものとされ、大友の番屋であったと伝えられている。しかし地元の中には合同のもの（前出、合同漁業株式会社）ともいうが、漁業史料からして大友長次兵衛が建設した番屋であったと推



大友番屋と伝承（現郵便局）



大友と刻された四角柱の石

測される。

海岸は湾状をなす自然浜で風波の影響もあまりないところという。番屋から道路を距てた海岸までは、広い平坦地になっている。ここに網庫や各種倉庫が建ち並んでいたのであろう。また番屋の後方には大友家の住家などが建つ屋敷地があったものと考えられる。ここからは、屋敷地の境界域を示すような大友の文字が刻まれた四角柱形の石が三個確認できる。

また海を正面にして見内神社が鎮座している。年代は不詳だが、太鼓が奉納されていて七人の氏名が記されている。その中に大友誠一と米澤源蔵の名がある。前者には、前に触れたように大友長次兵衛が香深井に所有する不動産を明治四十四年六月に無償贈與されている。後者には、大正十一年七月漁場、土地、建物、



厳島神社拝殿（左上方「三吉神社」）

鯨角網、漁船、その他付属用具一切を貸借している。このように旧免許漁業原簿の記載内容、大友家が所有する出稼漁業史料、香深井村に残る大友と刻された石柱、改良されながらも現存する番屋、香深村の「広報れぶん」、奉納された太鼓に記されている氏名等から、香深井の大友は、大友長次兵衛がその先駆者であつたといえよう。

3. 太平山三吉信仰のこと

香深村に厳島神社が鎮座する。そこは海が一眺できる高台になっている。祭神は市杵島姫命、事代主命、三吉大神とある。文化五（一八〇八）年、宗谷場所請負人となつた藤原喜兵衛が松前福山から海産繁殖、捕漁円満祈願のため市杵島姫命を奉還し、弁天社として崇め祀つたのが創始（神社の由緒を記した掲額）とある。

拝殿には中央に厳島神社、右に事代主大命（昭和八癸酉年 初春 元山春吉）、左に奉納 三吉神社（厳島神社合祀 昭和七年二月吉日 元山一春）がある。三吉神社が祀られた経緯は不

詳だが、秋田の漁師がこの額を持参、奉納を願ひ出たことから合祀したと伝えられる。香深井では、太平山三吉神社に関する伝承は聞けなかったが、旧免許漁業原簿が示すように大友長次兵衛をはじめとする鯨漁師は、この礼文島にも多数進出していたことがわかる。

こうした漁師を中心に分社としての祠堂を建て、豊漁と航海安全を祈願するなど祭事をしていたものと考えられる。また分社はなくとも講中を組織し、三吉神社の掛軸を保有して当番制で同様の祈願をしていたともいえよう。その後鯨の不漁と共に信仰も衰退するが、分社などは信仰する漁師もいなくなり維持管理が困難なことから御神体や三吉神社の木札などは村社へ合祀を願ひ出たものと考えられる。厳島神社の「三吉神社」もまたこうした経緯を語るもののように思う。

二、利尻島への進出

利尻島への出稼漁民として次のような記録がある。⁷⁾すなわち明治四年、秋田県男鹿の漁師として権三郎、嘉市、富五郎、孫七、五郎八、与十郎、重兵衛、又吉らがいた。そしてそれぞれ雇い漁夫が七、八人（嘉市は五人）とある。

鯨の定置漁業では、一ヶ統に二十五、三十人の漁夫を必要とすることから考えると、この漁師たちは鯨刺

網か又は罾釣り漁業であつたものと推測される。明治八年の記録では「ヲタトマリは船掛も好く、湾口南向き、深さ十六尋、そして漁場掛の家を除くと秋田県の釣鱈者が多い」とあることからわかる。ヲタトマリは沼浦で大正七年の移住者出身地でも秋田県が最も多い数となっている。

1. 広告便覧から

利尻全嶋実業諸家広告便覧がある⁹⁾。住居は石崎とが杳形、仙法志、鬼脇等とあるが、こうした中に秋田県からの進出者もいる。例えば長友長次兵衛（大友出張漁場）、半檜山竹蔵、全三浦忠七、全三浦萬蔵、全三浦定吉、又明石市太郎、×明石辰蔵、×佐藤政吉、×加藤三平等である。

以上の漁師のうち旧免許漁業原簿に登録されている者は、次のように漁場の貸借権を設定している。

三浦忠七（戸賀）

貸借期間 明治四十四年六月十八日～同四十九年

六月三十日

貸借料（一漁期） 鯨搾粕四十五石

三浦萬蔵（戸賀）

貸借期間 明治四十四年三月二十五日～同年七月

三十日

貸借料（一漁期） 金一四〇円

三浦萬蔵の場合、漁場は利鯨定第九十号の他に同九十四号、同九十五号、同三二三号まである。但し同三二三号は、貸借期間は他と同じだが貸借料は金四十二円とある。

明石市太郎（戸賀）

貸借期間 明治四十五年二月二十八日～同四十七

年七月三十日

貸借料（一漁期） 金四百五十円

引き続き大正四年二月二十八日～同六年七月三十日まで、金四百五十円、大正七年二月二十八日～同九年七月三十日まで、金四百五十円で貸借、そして大正十五年五月二十八日に存続期間を満了している。

明石辰蔵（戸賀）

貸借期間 大正四年一月～同八年十二月

貸借料（一漁期） 金二百円

加藤三平（南磯）

貸借期間 明治四十四年三月二十五日～同年七月

三十日

貸借料（一漁期） 金百四十円

加藤三平の場合、漁場は利鯨定第八八号、同八九号とも同様。また同九一号は、貸借期間は同じだが貸借料は金四十二円とある。

2. 旧免許漁業原簿から

次は複数の漁場を所有又は貸借した漁師から抜粋したものである。

(1) 漁業権を設定しているもの

加藤善四郎（北浦） 利鯁定第五九号、同四五一号（大正四年十月二十七日登録）。同七三一号（大正十二年六月十四日登録）は、加藤善太郎（同）が家督相続（大正十二年十一月十四日登録）。同七三三号（大正十二年七月二日登録）は、同じく加藤善太郎が家督相続（大正十二年十一月十四日登録）

石川嘉七（北浦） 利鯁定第二〇二号、二〇三号（大正五年七月十七日登録）。共同漁業権者として石川重吉（北浦）他三名（石川重助（仙法志）、同慶助（北浦）、同フヨ（北浦））は、遺産相続（大正七年三月十一日）。その後重吉は、持分贈與契約（大正七年十一月一日）を結び、それぞれの持分を移転し共有關係を解消した。

檜山竹七（北浦） 利鯁定第二七七号、同二七八号（大正四年十二月二十二日登録）、同六九三号、同六九五号（大正十二年六月十四日登録）

石川千代吉（北浦） 利鯁定第二〇一号（大正四年十月二十六日登録）、同四七〇号（大正四年三月五日登録）

石川丹一（北浦） 利鯁定第三一六号（大正四年十

二月二十二日登録）

今井和助（仙法志） 利鯁定第四九五号、同四九八号、同四九九号（大正十一年四月一日登録）、今井三郎が（三森 浜田）家督相続（大正十二年七月二十一日登録）

(2) 貸借権を設定しているもの

石川嘉七（北浦）

貸借期間 明治四十五年三月～同四十六年六月

貸借料（一漁期）金百円

（利鯁定第一六二号、同二七一号）

石川丹一（北浦）

貸借期間 明治四十五年一月一日～同四十七年十

二月三十一日

貸借料（一漁期）金三百円

引き続き大正四年一月一日～同六年十二月三十一日まで、一漁期金四百五十円で貸借している。

石垣儀助（北浦）他四名

明治四十年四月十九日（貸借権登録）。そして旧免許漁業原簿より移すのが、明治四十四年十一月一日とある。

3. 他の資料から

(1) 男鹿に残されている資料から

・男鹿市畠に山神社が鎮座する。境内に利尻山と刻さ

れた石碑（明治三十六年八月）があり、台座には北浦町島、石川丹治を筆頭に三十一名の「北海道出稼船中」の漁師名がある。

(2) 利尻島に残されている資料から

・利尻神社が沼浦に鎮座する。奉納された横幕に三笠市 加藤春松、リカの氏名がある。秋田県出身の者だが移転したと伝えられている。境内には狛犬（明治三十年酉）が奉獻されている。その台座に石川千代吉、石垣儀助の文字が見える（ママは筆者判読）。石川千



沼浦利尻神社境内

代吉（北浦町西黒沢）は、前に触れたように大正四年に漁業権を所有登録している。そして同八年と十一年には売買契約をしている。石垣儀助（北浦町西黒沢）は、明治四十年に他四名と共に貸借権を登録し、大正二年に他へ移している。

また家号[◆]があ

る。この家号（12—ジウウニ）は石川家のものという。他に加藤浅治、澤木亀吉、秋田県□□がある。更に家号七、加藤浅治、伊藤忠吉がある。両者とも秋田県出身かどうか、確証はないが、秋田県の文字は明確に見える。沼浦にはこうしたことからも秋田の人たちが多く進出していたことが察せられる。

4. 三吉信仰から

旧免許漁業原簿によると、練定置網漁業の期間は、四月～六月となっている。四月上旬は網下ろしと豊漁祈願のお祝いがあり、漁期が終わる六月～七月にかけては大漁への感謝と操業が無事終了したことを兼ねた切り上げの祭りをしてきた。それは次の漁期までのアゴ別れでもあった。こうして漁期の節目ごとに神事が行なわれてきた。現存する



利尻神社と石碑

三吉神社やその石碑からは、秋田を遠く離れて暮らす出稼漁師たちが太平山三吉神社を心のよりどころとしていたことがよみとれる。尚利尻島の三吉信仰については、「利尻島における太平山三吉信仰について」⁽¹⁰⁾がある。

・沼浦 利尻神社参道の前に「太平山三吉神社」の石碑がある。昭和七年五月と刻されている。講中を組織、当番制で祭りをしてきたという。石碑も講中が建立したというが、講中の文字は風化して判読できない。祭りも盛んであったが、次のような個人的な伝承もある。母親が戦地に出征した二人の息子の無事を祈願して、三吉神社に願掛をしていたところ、二人の息子が無事帰ってきた。これは三吉神社崇敬のお陰と喜んだ。それで母親の進言もあり、二人の息子は秋田市の太平山三吉神社へ参拝にきたという¹¹⁾。秋田を離れてこの沼浦の地に暮らしていても、精神的な支えとして故郷の太平山三吉神社を信仰していたのである。

・神居 三吉神社は当初鯿漁業で秋田からきた漁師が祀っていたと考えられるが、どのような経緯で誰が伝えたかは不詳である。独立した小さな祠堂があり、ご神体はツルハシを持つ三吉神の石像。「太平山三吉神社」の掲額（昭和九年九月十七日）がある。一月十七日は三吉神の日と定め、講中では当番制により神主からお祓いを受けてきた。網元では大福餅を供え親方も参拝にきたものだという。九月十七日は祭典。護摩を焚きお祓いに続いて直会をした。また講中の者や漁師は三吉神の掛軸を保有していて各家々でも拝んでいた。祠堂が古くなったので昭和三十七年に立て替えをして、家続き（家の一部）に祠をつくり移した。（御神

体の石像は、主人が深夜に背負って一時家に移し、完成後再び同様に運び安置した。御神体は深夜に移すものとの伝承がありそれに従ったという¹²⁾。日本の古い神祭の形式に添って行なわれたことが察せられる。）御神体の立つ台座（昭和七年八月十七日）には、講中の氏名（男性）が刻まれている。また女心として四名の氏名（女性）もある。祭壇には鉄のワラジと大型の藁ソウリがある。そして三吉神は大そう力持ちで大男であつたと伝えられている。また大きな長いキセルがある。タバコが好きとの伝承から朝夕の拝礼には、タバコに火をつけて供えたという。三吉神社とタバコの伝説が生きている。そして家の前には三吉神社の石碑



石碑と祭壇と三吉神社

がある。

太平山三吉神社のはじまりは、清水熊五郎が利尻島に渡り三吉さんの信仰をしたことにはじまるとするもので大正後期と考えられている⁽¹³⁾。

ところで旧免許漁業原簿に利鯨定第二七一号の漁場がある。これは牧野定吉（鬼脇村）所有だが、明治四十四年六月二十日、牧野政信（秋田県、浜口、大口）が家督相続をし、明治四十五年三月五日、清水新五郎（浜口浜田）が売買契約で購入している。更に新五郎は、同六八九号の漁業権を保有（大正十二年六月十四日登録）している。熊五郎と新五郎、前者は能代出身と伝えられるが、両者とも秋田県の中央からやや北寄りに位置する地域であり、相互に関係があるものか検証が必要である。

・神磯 太平山三吉神社が鎮座。村の氏神的性格を帯びている。一月十七日は三吉神の日とされお祭りをしてきた。当番制で毎年、秋田の太平山三吉神社へお札を注文、それを各戸へ配布してきたという。

拝殿の正面奥には「太平山鎮座三吉大神」と「太平山大神」と表記された掛軸が二幅ある。また祭壇左に「奉鎮祭神磯三吉神社本殿一宇」と記した木札、大型キセル、右にはマサカリが置かれている。いづれも三吉神を語るものである。更に左奥に三吉大神の文字とツルハシをもつ三吉像の線刻された絵像版があり、裏

面には奉納、今井和助とある。また右に少し離れて鉄製のワラジ二足、木製の下駄二足がある。祭典には土俵も作られたというから、相撲大会があったのである⁽¹⁴⁾。

参道に太平山三吉神社の石碑がある。石工は佐々木長太郎（由利郡象潟町）、建立年代は明確でないが大正の頃にはあったという。

ところで今井和助（由利郡）はよく知られている。旧免許漁業原簿にあるように、鯨場の漁業権を保有して大規模に漁業を営んでいた。やがて今井三郎（三森 浜田）に家督相続をしている。



石碑（左）と神社



拝殿 掛軸



線刻されている三吉神像



絵像版
裏面 奉納
今井和助
（山形県 佐々木 作）

・南浜 海の見える高台に太平山鎮座三吉大神の石碑がある（少し離れて庚申の石碑が一基ある）。裏面の文字は判読が難しくなっているが、昭和十五年七月十七日建立、大野萬次郎以下数名の名前は確認できる。以前は太平山三吉神社の祠堂があったとされる。萬次郎が十七才の時不治の重病人となるが、秋田からまわってきたイタコから祈祷を受けまもなく全快した。大正五年のことという。この霊験はまもなく秋田出身



石碑と人名



（鎌田金蔵の名前）

（左下）



（長峰鉄蔵の名前）

（右下）

・金崎 太平山三吉神の石碑（明治三十九年）がある。海の見える丘で海を正面にして建っている。建立者は鎌田金蔵（北浦町）、建立の目的は長峰鉄蔵の還暦のお祝いと思われる（六十一歳記念と刻されている）。鉄蔵（新潟県）は、大正九年二月利尻島を離れたとされる。

者を中心に広がり、またまわりの者も加わる等して昭和十二年頃講中が組織され同十五年石碑の建立になったとされる¹⁵⁾。

現当主¹⁶⁾の曾祖母（大野キチ 男鹿市船越）は、働きてきてそのまま結婚したという。大野氏宅に太平山の掛軸が二幅ある。

「太平山鎮座三吉大神」（ツルハシを持つ像）、他の一枚の裏面には、奉納佐藤友厚 昭和十六年三月十四



石碑

日 鎮霊 太平山
三吉大神 南浜講
社とある。

祭日は十七日、
講中は七、八人で
構成、当番制でお
抜いをし、直会を
したという。

おわりに

さて本稿は、平成十七年八月に実施した礼文・利尻両島の調査報告をかねたものである。両島には明治初期、昭和のはじめにかけて、秋田県の沿岸各地域から漁業出稼に多数進出している。当初は鱶釣りであったし、また鯨の刺網であったようだ。それは天売島や焼

尻島でも同様であった。そして明治三十年代に入ると鯨定置網漁業への進出となる。旧免許漁業原簿によると、礼文島には男鹿の地域からの進出もあるが、浜田、下浜、道川、本荘などいわゆる由利方面からの進出が目立つ。そして利尻島へは男鹿方面が顕著である。

大正から昭和のはじめにかけては、蒸気船をチャーターして出発した。食料、生活用具、その他漁業に必要なものを満載していたし、漁夫も数十人乗っていた。沼浦の港には直接着けないので沖合に停泊した。村にはハシケ業を専門とする業者が二人いて、連絡や運搬にあたった。当時村には、石川とか鎌田など四棟の番屋があったという。

また大正七年、秋田県から利尻島への移住者調査¹⁷⁾によると、野中（六戸）、南浜（二十七戸）、沼浦（四十七戸）、金崎（二十七戸）、鬼脇（二十四戸）、清川（六戸）、二石（六戸）、石崎（三戸）、旭浜（十一戸）、鯨泊（三十五戸）となっている。このうち沼浦地区をみると、秋田四十七戸、次いで北海道十二戸、青森が九戸と続く。この地区の総移住戸数が七十八戸であるから秋田は実に六十%を占めている。同様に金崎地区は、秋田二十七戸、青森二十一戸、北海道十三戸である。総移住戸数が七十一戸であるから秋田は三十八%を占めている。鬼脇は鬼橋を境に二つに分かれている。鬼橋、堺橋までの地区には、北海道二十六、秋田十三、

石川十二、宮城九、青森八、山形五、鳥取四と続く。総移住戸数一二〇であるから秋田は十・八%ほどを占めている。要するに沼浦への進出が顕著であるが、このようにして形成された集落には、それぞれの出身地の生活習慣が残されていたものと類推される。

利尻島で次のような話を聞いた。すなわち座敷に囲炉裏が作られたが、男鹿（北浦）出身の祖父はそれを「口を切る」といったという。このような言い方は利尻島ではないという。おそらく秋田流の言いまわしではないかというのである。また正月には箱膳を用いたり豆占いで鰯の漁を占ったともいう。そして節分には、「天に花咲け（げ）、木に実なれ」といって豆を撒いたが、特に「フグ（福）はウヂ（内）、オニ（鬼）はソド（外）」という特有の発音は忘れられないというのである。

三吉信仰もまたこうして進出した仲間が講中を組織し、当番制で祭事や直会をしてきたものである。移住者の多い沼浦、金崎、南浜などに太平山三吉信仰が盛んであったのは、こうしたことが背景にあつたものといえる。

礼文島でも利尻島でも「秋田から来た」というと、更に「秋田のどこか」と聞かれる。そして例えば自分の「祖父は男鹿とか道川とか下浜の出身」だということである。また隣家もそうだがこの辺にはたくさん秋田

の出身者はいると教えてくれる。それは秋田が遠く離れているところというよりは、「秋田をよく知っているよ」という一種の親近感をもって接してくれる。それだけ秋田からの海上出稼者や移住者が多い事を語るものである。

こうして進出した出稼者は、短期間の寄留であつても地域住民とどのように接したのか、また移住者は、どのようにして村の組織や運営、その他村の事業などに参加したものが、そして島での暮らしぶりはどのようなものであつたのか。また漁業権は、家督相続、贈與、売買などの対象になつたが、その場合、多くは親子関係、兄弟、親類、同郷の者なのであるが、全く別の人への移動がある。更にそこへ進出する契機となつたものは何か、何故離島であつたのか等今後の調査の課題も多い。

また添付した「海上出稼史料」は、旧免許漁業原簿から秋田県出身の漁師を抜粋整理したものである。住所表記は出身地でなく寄留地であつたり、また移住地であつたり様々である。そのため秋田県出身者でありながら抜けてしまつた者も相当数いると思われるが、しかし少なくとも網元としてこれだけ多くの漁師が進出していることがわかる。しかも離島ばかりでなく例えば枝幸郡や宗谷郡にも多数進出している。鰯定置網では、一ヶ統二十五〜三十人の漁夫を必要とした

ことから考えると、毎年数千名の漁師が出稼に進出していたことが読みとれる。

更にその他の漁業では、枝幸郡の鮭漁業が注目される。村山家（永寛町―土崎）が大規模に経営していたこのように秋田の海上出稼を考察する上で旧免許漁業原簿は貴重な史料なのである。

注

- (1) 「懐かしの写真館」（広報れぶん）
- (2) 「香深井―鯉場の記憶」（同）
- (3) 「秋田から離島へ（焼尻・天売）―鯉場へ進出した漁師たち」（論叢七四号 秋田経済法科大学短期大学部二〇〇四年十一月）、「鯉場出稼の考察―秋田から焼尻へ」（論叢五三号、同、一九九四年三月）、「秋田から離島（北海道）への鯉場出稼―出張漁業者としての進出」（東北の風土に関する総合的研究 東北芸術工科大学東北文化研究センター 二〇〇四年三月）
- (4) 「鯉場出稼の生活と漁具」（民具研究 日本民具学会 平成三年五月）
- (5) 「漁業関係の史料」（北海道立文書館蔵）
- (6) 「秋田の出稼資料―北海道への漁業出稼」（論叢四六・四七合併号 秋田短期大学 一九九一年三月）、「同」（論叢四八号一九九一年十月）

(7) 『利尻町史（通史編）』（利尻町史編纂委員会 平成十二年三月 ぎょうせい）

(8) 「明治八年七月 利尻島視察 開拓大主典 佐藤正克の日誌」（注7）に同じ）

(9) 「利尻全嶋実業諸家広告便覧」（漁業者、海産仲買雑貨商、金融商、医師、旅館、菓子商、雑商、料理店、劇場、各新聞社等が記載）利尻資料館蔵

(10) 「利尻島における太平山三吉信仰について」工藤淨真、（利尻町立博物館年報（第三集）所収、利尻博物館 一九八四）

(11) 沼浦 工藤三之助氏（大正六年生 八十八才）の談

(12) 海老名凌一氏談、海老名妙教（祖母）は信心の深い方であったという。

(13) （注10）に同じ。清水熊五郎は、海老名凌一氏の祖父とある。

(14) 神磯 佐々木実氏談

(15) 南浜の太平山三吉信仰（注10）に同じ。講は昭和十二年頃結成。

(16) 南浜 大野順一氏 掛軸二幅所有

(17) （注7）に同じ。

秋田万歳と江戸万歳の比較考

—「御国万歳」の詞章を中心に—

平 辰 彦

目 次

はじめに

一 万歳の歴史

二 秋田万歳と三河万歳

三 秋田万歳と十二段草子

四 秋田万歳と早物語

五 秋田万歳と江戸万歳の比較考

六 秋田万歳研究史の系譜

おわりに

註

主要参考文献

はじめに

本稿は、民俗芸能の比較研究の視座を通して県指定の重要無形民俗文化財である秋田万歳の詞章と江戸万

歳の詞章とを比較しながら、その秋田万歳の詞章がどのように創作されたかを明らかにするものである。

一 万歳の歴史

万歳は、年のはじめに太夫と才蔵のふたり一組で家々を訪れ、家門の繁栄と長寿を祝う賀詞を述べ、鼓を打ち、舞をまい、その代わりに米や金銭をもらう季節的祝福芸能である。それは、十一世紀から十二世紀にかけてすでに存在していた¹⁾。

平安時代後期には、万歳は「千秋万歳」（せんずまんざい）と呼ばれていた。十一世紀のなかば、藤原明衡の『新猿楽記』には、「千秋万歳之酒樽」という言葉が見え、祭礼で演じられた猿楽の物真似芸などにも千秋万歳があったことが知られている。この用語の最も古い例は、『小右記』の治安元（一〇二一）年八月二十二日の条にあるが、慶賀に際して千秋万歳と唱え

ることは、この記録よりもはるかに古くからあったと考えられる。^② が、こつした祝いのことはが宮廷外の民衆の芸能をさすものとして文献にあらわれるのは、藤原定家の『明月記』の正治二（一一二〇）年十一月十六日の記事である。

十三世紀中葉、鎌倉時代中期の語源辞典『名語記』には、「千秋万歳トテ、コノゴロ正月二八、散所ノ乞食法師ガ、仙人ノ装束ヲマナビテ、小松ヲ手ニサヅケテ推参シテ、様々ノ祝言ヲイヒツヅケテ、禄物ニアツカルモ、コノハツ子日ノイハヒナリ、」とある。この記述から千秋万歳は、子の日の行事として散所の法師が仙人をまねた装束を身につけ、山神の代理のようふるまっていたことがわかる。

また法師が手にしている「小松」は、神の依代であり、そこには来訪神の信仰も認められる。^③

鎌倉時代後期には、十二段の構成をもつ千秋万歳も存在していた。そのことは、『継塵記』の正安三（一一三〇）年正月一日の条に記されている。^④

室町時代の『三十二番職人歌合』には、ひとり（才蔵）が鼓をもち、もうひとり（太夫）が祝言を囃している千秋万歳法師の図が描かれている。この図に描かれている太夫は、頭に鳥甲（トリカブト）のようなものをかぶっており、舞楽の装束の遺風がみられる。が、鎌倉時代の『塵袋』では、この千秋万歳法師がかぶつ

ているものは、舞楽系の鳥甲ではなく、「鷹力ヒノ帽子」を美しく飾りたてたものに近いと述べられている。南北朝期の京都では、このような季節的祝福芸能を演じる者を「声聞師」（しょうもんじ）と呼んでいた。彼らは、被差別民で特定の地域に集住していた。

さらに南北朝期から室町時代にかけて彼らの演じる芸能は、呪術的祝福芸 から芸能色の濃い 余興的芸能へと移行していったのである。^⑤

十六世紀後半の元龜・天正（一五七〇―一九二）の頃には、千秋万歳もすっかり近世の万歳に近くなり、滑稽で猥雑な文句を加え、大衆芸能化していく。

この千秋万歳は、近世に及んで呼び方が省略され、単に「万歳」と称せられるようになる。

千秋万歳の起源に関しては、中国の唐から渡来した「踏歌」に始まるという説がある。それは奈良時代、朝廷に入り、正月十六日、「踏歌節会」と称せられ、中世までおこなわれていた。この踏歌には、「男踏歌」と「女踏歌」があったが、文明九（一四七七）年二月に成立した『語源秘訣』には、千秋万歳は「男踏歌の余風なり」と述べられている。この踏歌は、日本では、「あられ走り」とも呼ばれ、『日本書紀』、持統天皇の七（六九三）年正月十六日の条に「漢人（あやひと）等踏歌（あらればしり）を奏る」とある。これ

が、文献にみられる「踏歌」の最古の記録である。

わが国でも古くからおこなわれていた「歌垣」(うたがき)または「嬬歌」(かがい)と呼ばれたものとの「踏歌」は、大変よく似ている。常陸国筑波山の歌垣は殊に有名である。これは、春、秋、特定の日を定め、男女が集団で特定の場所に集まり、歌舞をおこない、互いに配偶者を求めようと歌をかけあう民俗行事である。

踏歌は、奈良時代から平安時代にかけて盛んにおこなわれ、在来の歌垣などの民俗行事と習合し、次第に儀礼化され、祝詞を奏するようになった。室町後期の一條兼良は、『花鳥余情』(第十三)の中でこの踏歌から千秋万歳がおこったと記している。

御殿内でおこなわれた「禁中千秋万歳」は、御庭の筵の上などで演じられたようである。この禁中千秋万歳の「言立(ことだて)」の曲などには、「常盤嘉(ときはか)に御万歳と、君主(きみ)は栄恵御座寿(さかえますます)」と祝福の万歳のことが述べられている。

この万歳のことは、各地の村落で今日おこなわれている民俗芸能化した万歳の歌詞にも受け継がれている^⑥。

江戸時代には、徳川家康の縁で「三河万歳」の太夫が江戸に出稼ぎに来て関東一円をテリトリーにまわり、

「尾張万歳」の太夫は、名古屋城下をはじめ関西をテリトリーにまわった。

江戸時代に江戸に出てきた三河万歳は、大別して三つの系統に分類できる。まず第一が、碧海郡東別所村(現・安城市東別所町)の「別所万歳」であり、第二が、幡豆郡上町村の枝郷森下(現・西尾市上町)の「森下万歳(御殿万歳)」であり、第三が、宝飯郡宿村(現・小坂井町)の「院内万歳」である。

この三つの系統のうち、秋田に伝承された三河万歳は、どの系統の万歳であったのか、次にみてみたい。

二 秋田万歳と三河万歳

菅江真澄は、『小野のふるさと』に天明五(一七八五)年正月を出羽の雄勝郡柳田(湯沢市柳田)で迎え、七日に七草粥を食べながら「万歳のうたひごゑ」を聞いたと記している^⑦。それから二十五年後の文化七(一八一〇)年二月八日、『比遠能半良君(ひおのむらぎみ)』に真澄は、「万歳うたふ鼓うち聞え」と記している^⑧。

文化八(一八一一年)、布伝能麻迺万珥(ふでのもまにまに)には、「千寿万歳」と題して真澄の秋田万歳についての見解が三河万歳との比較を通して述べられている^⑨。この年、真澄は秋田の久保田城下に居住

するようになる。

文政六（一八二三）年正月四日、『笹ノ屋日記』に真澄は、久保田で「けふも万歳のつづみうつ声、遠う聞えたり。」と記している⁹⁰。

『久宝田能落穂（くぼたのおちぼ）』で真澄は、秋田に「万歳舞家」があることを記し、その家が「本ト三河ノ国」から来た「清太夫」などの末裔であると述べている⁹¹。

真澄は、このように秋田の万歳について三十二歳から七十歳に至るまで折に触れて言及している。それは、三河出身の真澄が正月、万歳の鼓の音を聞くたびにふるさと三河を思い出していたことによるものと思われる。

真澄が記述した万歳の文章の中で特に真澄の秋田万歳観が示されているのは、五十八歳の折に記した『布伝能麻迹万珥（ふでのまにまに）』の「千寿万歳」の文章である。真澄は、この中で万歳について次の重要な指摘をしている。

千寿万歳は「万歳楽」にて「踏歌の節会」の樂といえるものであること。

三河万歳は「別所村（安城市）といふより出」た芸能であること。

秋田万歳の上祖も「三河ノ国より常陸ノ国」に来

た一派が伝えたものであること。

その一派は、「秋田ノ久保田に在りて代々針生清太夫といふ一派」であること。

秋田万歳には、「古来（ムカシ）より家に伝ふ十二段の曲」があること。

その十二段には、「家建万歳」「経文万歳（経文揃万歳）」「神力万歳」「峰入（大峰）万歳」「御国万歳」「雙六万歳（道中双六万歳）」の表六番と、「扇万歳」「御江戸万歳」「門迹万歳（本願寺万歳）」「吉原万歳」「さくら（桜）万歳」「名寄万歳（御門開万歳）」の裡六番があること。

秋田万歳は「三河ぶりとは大にことなれり」ものであること。

真澄は、この一文で千寿万歳が踏歌に由来するものであり、万歳は、千寿万歳の「千寿」を略したものであると述べている。ここで問題となるのは、「千寿万歳」という真澄の表記である。この表記は、元禄十一（一六九八）年にできた『書言字考』の「万歳」の項でも用いられているが、滝沢馬琴の『著作堂一夕話』（巻之中）には、「せんず万歳」の「せんず」は、「千秋」であり、「千寿」ではないと述べられている。近世では、この呼び方と文字の表記の結びつきが曖昧になっていったようだが、知識層の間では、中世末の呼び

方を受けて「せんず万歳」と読むことが正しいとされ、その表記も治安元（一〇二二）年以来、「千秋万歳」と表記されている。が、藤原定家の『明月記』には、正治二（一一〇〇）年十一月十六日から貞永二（一二三三）年正月一日まで「千寿万歳」という表記が五例認められる。盛田嘉徳の「千秋万歳の研究」では、これらの例から「千秋万歳は、芸能として始められた初期には、センシウマンザイ、またはセンジウマンザイと称せられていて、それがしだいにセンジユマンザイとなり、センズマンザイと訛るようになって、やがて固定的なものとなった」と推測し、こうした変遷は、「民間における呼称の変化から始まり、それが貴族の間にも影響をおよぼしていった」と考えている¹²⁾。

次に三河万歳は、別所村より出たという点についてみてみよう。真澄は、文中、別所村の「鶴太夫亀太夫」の通名をあげ、三河万歳は、別所村より出たと記しているが、東別所（安城市東別所町）の地は、徳川家の祖松平親忠が碧海郡長谷部郷に十五町四方の土地を与え保護した陰陽師の村であったというから、徳川家に最も早くから出入りした陰陽師の集住地であったと考えられる。

この別所村には、現在、「万歳由緒書」（一七三二）と「万歳由来記」（一八八一）が伝承されている。これらの記述によれば、三河の国、別所村に万歳が始ま

るのは、応仁元（一四六七）年、尾張の国、熱田神宮薬師寺の玄海法師が長谷部郷に身を寄せたことによるという。またこの玄海法師の隠退後、額田郡大門村の日吉法印を呼び寄せ、後を継がせることにしたという。この日吉法印は、徳川家康に従い、万歳祝言をおこなっていたが、慶長二（一五九七）年二月に没する。この六年後に、江戸時代の幕が開かれることになる¹³⁾。このような伝承から別所万歳が、松平家に属し、その庇護の下に発展し、家康との関係を強くしていったことがうかがえる。

山路興造は、「万歳の成立」の中で三河の地において「徳川家を古くから直接の旦那とした歴史を持つているのは、別所万歳であった」と述べている¹⁴⁾。このことから別所万歳が、三河万歳の形成と発展に大きく貢献したと考えられる。

さらに真澄は、秋田万歳の源流を考える上で大変、重要な指摘をしている。三河万歳は、徳川家との関係から江戸やその周辺に大きな勢力をもち、その影響力は、会津や秋田の万歳にも及んでいる。

会津藩は、徳川家光の異母弟保科正之が藩主となっているからその縁で三河万歳が定着したことは十分に考えられる。

真澄は、秋田万歳が常陸の国から国替えとなった佐竹家に伴なわれてやってきた三河万歳師らによって伝

承されたと述べているが、佐竹家が出羽に転封されたのは、慶長七（一六〇二）年のことであり、この時、三河の万歳が秋田に伝わったという説には従いがたい。なぜならこの頃に三河の万歳師が関東の旦那場をまわり始めるから、三河の万歳師が常陸を経由して出羽に定住するのは、やや時期が早く感じられるからである¹⁰。だが真澄が言うように秋田万歳が三河万歳の系譜をひくものであることは確かである。

真澄は、『久宝田能落穂』の中で「さよむしろの神」に言及し、「万歳舞家」があることに触れ、それが、「本ト三河ノ国ノ別所村より来」たとし、「張尾清太夫な¹¹」この末胤（スエ）也」と記している¹⁰。

また真澄は、『布伝能麻迦万珥』で「秋田ノ久保田に在りて代々針生清太夫といふ一派」が存在していたことを記しているが、この「清太夫」の一派は、別所村より来た者なのだろうか。

この針生清太夫については、その出自が不明であったが、その手がかりとなる資料が森下村の御殿万歳の起源を述べた文章の中に見出すことができる。それは、西尾市資料館に所蔵されている江戸時代に記録された「大和の吉良太夫説」の資料である。それによれば、森下村の御殿万歳の起源は、大和の国から移住してきた吉良太夫を始祖としている。その移住時期は、文保二（一三二八）年とされるが、この年は、万歳師と深

い関係をうかがわせる実相寺の第二代の住職である応通禅師が入滅したと年である。一説には、この応通禅師が森下村の御殿万歳を創始したという説もある。これらの諸説から推察して森下村の御殿万歳は職を失い、大和の国の楽人であった者が、遊芸人となって諸国を漂泊した後、実相寺の寺領のうちの森下村に定着し、万歳を始めたものと考えることができる。この森下村は、実相寺の散所的な場所、散所民が寺社の雑役に従事したり、声聞師にならって生活を補うため万歳という「祝福芸能」に進出したことは、十分に考えられる¹²。ここで注目したいのは、この「大和の吉良太夫説」の中でこの吉良太夫の子孫を「清太夫」と申す者であると記述しているところである¹³。この記述から秋田の久保田において秋田万歳を代々やっていた三河万歳師の一派である「針生清太夫」は、森下村の「清太夫」の系譜を継ぐものである可能性がきわめて高いと考えられる。

なお真澄は、秋田万歳が昔から十二段であったと記しているが、その理由については何も語っていない。どのような事情で秋田万歳の十二段の詞章が生まれたのであろうか。秋田市教育委員会編の『秋田万歳』の解説では、その理由として「十二は、一年は十二ヶ月、一年中を祝うという意味もあるうし、番楽（獅子舞）を十二番と数えた影響もあるうか」と推定している¹⁴。

が、秋田万歳が十二段で構成されている理由のひとつには、『十二段草子』の影響があると考えられる。

三 秋田万歳と十二段草子

『十二段草子』は、『浄瑠璃姫物語』とも呼ばれ、三河の鳳来寺に伝わる薬師靈驗譚などを題材に小野於通が創作したものだと言われている。この物語は、三河の国の矢矧（やはぎ）の長者の娘（浄瑠璃姫）と牛若丸（源義経）との恋物語である。「浄瑠璃」という言葉は、三河の国矢作の長者が、大同三（七〇三）年開山の三河地方の名刹である鳳来寺にある本尊「薬師瑠璃光如来」に祈願して授かった娘につけた名前である。浄瑠璃姫に由来する。なおこの寺の薬師信仰は、広い信仰圏をもって栄えた。特にこの寺の薬師如来は、子授けの薬師如来として評判が高く、松平広忠夫妻が天下人となる男子をと祈願して授かったのが、徳川家康であつたと言われている。

この『浄瑠璃姫物語』が、『十二段草子』と呼ばれているのは、その薬師如来に脇侍する十二神になつたものだからだと言われている。

秋田万歳が、十二段で構成されているのもこの『浄瑠璃姫物語』が『十二段草子』と呼ばれているのと同様に薬師如来に脇侍する十二神になつたものである。

と考えられる。例えば、秋田万歳の十二段のうちの「家建万歳」の詞章には、「十二本の柱は是は薬師の十二神」というものがあり、「御江戸万歳」の詞章には、「立石伏石詠（なが）め石」というものがあるがこれは明らかに『浄瑠璃姫物語』の「立石伏石流石」を踏まえたものである。このように秋田万歳には、『浄瑠璃姫物語』の構成や詞章の影響を指摘することができる。

この『浄瑠璃姫物語』は、芸能が盛んであつた三河から歩き巫女や座頭と呼ばれた盲目の芸能者たちによつて扇拍子・琵琶・三味線などにあわせて独特の節回しで語られ、全国に流布していったのである。

四 秋田万歳と早物語

この浄瑠璃のうち仙台地方を中心に奥州で盲目の座頭が東北方言で語つたものを「奥浄瑠璃」と言うようになった。

松尾芭蕉の『奥の細道』にも末の松山のアたりで聞いた「奥浄瑠璃」（奥浄るり）について次のような記述がある。

「其夜盲目法師の琵琶をならして奥浄るりと云ものをかたる。平家（平曲）にもあらず、舞（幸若舞）にもあらず、ひなびたる調子うち上て、枕ちかうかしま

しけれど、さすがに辺土の遺風忘れざるものから、殊勝に覚らる。」

この芭蕉の記述から奥浄瑠璃が、盲目の法師の琵琶の語りによって「ひなびたる調子」で語られていることがわかる。元禄（一六八八—一七〇四）時代に奥浄瑠璃がすでに存在していたことが、芭蕉の記述から確認できる。

この奥浄瑠璃と秋田万歳との関係も密接であり、その詞章には、宗教的色彩を帯びた要素も認められる⁸⁰。また秋田万歳では、祝福の語りのあとに余興の曲を加えるが、その余興には、よく奥浄瑠璃の前座かその余興などに語られた早物語などが出された⁸¹。ここには、古風な趣が強く出ている。

五 秋田万歳と江戸万歳の比較考

文化十一（一八一四）の『秋田風俗問答』によれば、秋田万歳の源流と考えられている三河万歳が、秋田の地に伝えられたのは、「慶長年間」（一五九六—一六四四）であるとされているが⁸²、現在、伝承されている十二段構成の秋田万歳を針生清太夫が創作した年代は、十八世紀はじめの宝永（一七〇四—一七一）・正徳（一七一一—一七二六）の頃と想定できる⁸³。菅江真澄は、この十二段の秋田万歳の演目を『布伝能

麻逆万瑀（ふでのまにまに）（一八一—）においてすべてあげているが、その中には、江戸の繁昌を祝う「御江戸万歳」と秋田の久保田城下の繁昌を祝う「御国万歳」などがある。特に「御国万歳」は、十二段ある秋田万歳のうち唯一、天徳寺などの秋田の名所旧跡を入れ込んだ万歳で、現在、秋田万歳を代表する演目のひとつである。その詞章は、次のようなものである⁸⁴。

- （太） 御万歳（ごまんざい）とや
- （太） 御国も栄えて御在（おはしま）す
- （才） 御城造りの結構は
- （太） 門門な九つ
- （太・才） 楼（やぐら）々の其の数は
- （才） 玉を連（つら）ねし如くなれば
- （太・才） 極楽浄土に異（こと）ならで
- （才） け（か）程（ほど）目出度（めでたき）
- （太） 御城下に
- （才） 名の有（あ）る町は
- （才） コラ三十六丁其外（そのほか）は数しれず
- （太・才） 寺の数は
- （太） 三百
- （才） 三十

(太) 三寺なれば北に当(あた)りて天徳寺
(才) 香の煙(けむり)は雲に上(あが)る

何(いつ)も絶えせぬ御灯明

(太・才) 光(ひかり)輝(かがや)く御霊屋

(太) 切(さて)水上(みなかみ)には藤倉観音

(太・才) 水下(みづしも)には古四王権現

(太) 海の面(おもて)を詠(眺)むれば

(才) コラ天竺の方(かた)よりも

(太・才) 綾や錦を帆に掛けて

数多(あまた)の宝を

(才) 御船(みふね)に積んで

(太・才) 秋田の湊(みなと)へ船が着くぞや

(太) 誠に目出度候へ

このように秋田万歳では、太夫(太)と才蔵(才)が掛け合いながら、ひとつの万歳を演じていくが、これは、太夫と才蔵の二人一組で演じる三河万歳のやり方を踏襲したものである。

三河万歳は、このように秋田万歳の上演様式に大きな影響を与えているが、それは、江戸の万歳の形成にも重要な役割を果たした。

当時、江戸で見れる万歳は、三河万歳に限られていた。なぜなら江戸に来る万歳は、すべて三河万歳で

あつたからである。この万歳師の服装は、太夫が折り烏帽子(えぼし)に麻の素襦(すおう)を用いた。色は決まった色がなかったが、もっぱら紺が使われ、紋も定めはなかった。また両刀を帯びてくり袴が常の袴をはいた。これに対して才蔵は、侍烏帽子に素襦で、袴ははずし手に鼓を打ち、肩に布の袋を背負った。これは、もらった米や金銭を入れるためであつた。

江戸の万歳は、『守貞謾稿』(巻之七)に記されているように、「三河万歳のまね」から始まったが、天保年間(一八三〇—一八四三)にはすでになくなつていたとされている。が、現在では、見ることできないこの「江戸万歳」の詞章が、『淋敷座之慰(さびしきざのなぐさめ)』の中に収録されている。以下、この「江戸まんざい」(A)の詞章を秋田万歳の「御江戸万歳」(B)と「御国万歳」(C)の詞章と並べて比較し、次に列挙してみる。

(A) 徳若(とくわか)に御まんざいと千代(ちよ)に八千代(やちよ)に御まんざいと

(B) 御万歳とや

(C) 御万歳とや

(A) 四海の波もしづかにて国も治る御代なればかゝるめでたい宝の君の

(B) 御江戸も栄えて御在す

- (C) 御国も栄えて御在す
- (A) 御城づくりの結構には
- (B) 御城造りの結構は
- (C) 御城造りの結構は
- (A) 門々な六十六
- (B) 門々六十六門
- (C) 門々な九つ
- (A) 櫓々の其数は
- (B) 楼々の其数は
- (C) 楼々の其数は
- (A) 玉をつらねたごとく也
- (B) 玉を連ねし如くなれば
- (C) 玉を連ねし如くなれば
- (A) かゝるめでたい宝の君の御在所なれば
- (B) 極楽浄土に異ならず
- (C) 極楽浄土に異ならで
- (A) 町の数をかそうるに
- (B) け(か)程(ほど) 目出度御城下に
- (C) け(か)程(ほど) 目出度御城下に
- (A) 名のある町か
- (B) 名のある町は
- (C) 名の有る町は
- (A) 八百八町
- (B) 八百八丁

- (C) 三十六丁
- (A) 其外数しらず
- (B) 其外は数しれず
- (C) 其外は数しれず
- (A) 寺の数をかそうるに
- (B) 寺の数は
- (C) 寺の数は
- (A) 一萬三千三百三十三寺ありや
- (B) 壱万三千三百三十三寺なれば
- (C) 三百三十三寺なれば
- (A) 誠にめでたふさふらひける
- (B) 誠に目出度候へ
- (C) 誠に目出度候へ

以上のように三者の詞章を比較してみると、秋田万歳の「御江戸万歳」と「御国万歳」は、共に『淋敷座之慰』に収録されている「江戸まんざい」の詞章を踏まえて創作されていることが確認できる。

先ず秋田万歳の作者である針生清太夫は、この「江戸まんざい」の詞章をもとに「御江戸万歳」を作り、続いてその万歳の世界を 江戸 から 秋田 へ移し、「御国万歳」を創作したものと考えられる。例えば、「御江戸万歳」の「鬼門に当(あた)りて東叡山」から「北に当(あた)りて天徳寺」の詞章が作られてい

る。

また「御国万歳」の詞章には、次のように直接「江戸まんざい」の詞章を用いて作り変えた詞章がある。

(A) 海的面を見渡せば

(C) 海的面を詠(なが) むれば

(A) 唐天竺の

(C) 天竺の方よりも

(A) 宝船に余多(あまた)の宝を詰込で

(C) 数多(あまた)の宝を御船に積んで

(A) お江戸の港へおしかふたるは

(C) 秋田の湊(みなと)へ船が着くぞや

「御国万歳」は、このように「江戸の港」を「秋田の湊」に移し変えた「江戸まんざい」の秋田版ともいえる万歳なのである。

六 秋田万歳研究史の系譜

文化元(一八〇四)年に出された人見蕉雨の『秋田紀麗』には、次のような記述がある。

「正月二日 万歳は、かたじけなくも人の世はしまり六十一代の皇、一條帝長徳の頃三河国より至る。

(略) 府城へ上る。」

これは、文献にあらわれた秋田万歳についての記述の初見である。ここには、秋田万歳が三河国より伝播したものであると記され、秋田万歳が府城に参上しておこなわれたことが記されている。が、具体的な万歳の実情については何も記されていない。

それから七年後に『布伝能麻迦万珥(ふでのまにまに)』(一八一)が菅江真澄によつて記され、真澄の秋田万歳についての見解が述べられた。

真澄は、この一文で秋田万歳という呼称を用いているが、この呼称を用いたのは、菅江真澄が最初である。以後、今日までこの呼称が広く用いられている。

この真澄の秋田万歳観が記された三年後、『秋田風俗問状答』(一八一四)が出される。そこには、真澄の見解と異なる万歳観も述べられているが、この記述は、以後、秋田万歳を紹介する時によく引用される基本文献となっている。ここでは、三河万歳が「慶長年間」(一五九六―一六一四)に秋田に入ってきたと述べられている。つまり十六世紀末から十七世紀のはじめにかけて三河万歳が秋田に佐竹の殿様と共に移つて来たというのである。そしてこの『秋田風俗問状答』には、「家建万歳」の詞章が収録されているが、これは、秋田万歳の詞章の初見である。また「万歳」

の図も別冊に収録されている。

その後、秋田万歳について言及したものが、明治・大正・昭和の各時代にあらわれるが、菅江真澄や那珂通博の記述に依拠したものがほとんどであった。その中で注目される秋田万歳についての論説は、小玉曉村が、昭和九（一九三四）年に『秋田郷土叢話』に掲載した「郷土芸術研究」である。その中で曉村は「万歳のまき」と題して万歳の起源を説き、尾張万歳をはじめとした各地の万歳を概観し、「わが秋田万歳の母胎ともおもはれる三河万歳」が、当時、毎年、江戸にいつて万歳をつとめたことを紹介し、「それが、わが郷土の江戸詰の侍衆などによって伝へられ、（中略）自然俗化し、いはゆる職業化して門付け風となつた」という説を展開した。

その後、昭和三七（一九六二）年に藤田秀司が『出羽路』の第十五号に「秋田万歳」と題して仙北地方の万歳師の形態を中心に秋田万歳の詞章を紹介し、その内容に「修験道の影響」がみられ、また「日本特有の神まつりの祭詞」のようにも思われる点があることを指摘した。

昭和四十五（一九七〇）年には、『秋田の民謡・芸能・文芸―地方文化の源流』の中で井上隆明が、秋田の番楽の中の万歳の詞章を収録し、横手万歳や仙北郡の万歳市を紹介し、秋田万歳を「直接的には他の東北

地方と同じように、江戸系」であると結論づけた。

また昭和四十五（一九七〇）年には、佐藤久治による秋田万歳の本格的な研究書である『秋田万歳』が、秋田真宗研究会によって刊行された。この書では、秋田万歳の詞章などを詳細に比較し、秋田万歳が尾張系の万歳の流れを組む「江戸万歳」であると指摘した。この書は、以後、秋田万歳の研究者によってたびたび引用され、秋田万歳の研究者にとつて必読書とも言えるものになったが、この書が刊行されてから三十六年の歳月が経過し、全国の万歳研究も今日著しく発展し、万歳資料も各地で収集され、研究されるようになった。盛田嘉徳、本田安次、山路興造、岡田弘らのすぐれた万歳に関する論考もあらわれ、佐藤久治の『秋田万歳』の説も再考すべき時期を迎えたのである。

おわりに

本稿は、従来の諸説を踏まえ、「御国万歳」の詞章を中心に秋田万歳を江戸万歳との比較を通して考察し、その秋田万歳の詞章が、三河万歳を源流とする江戸万歳の詞章の影響を受けながら、形成されたものであることを明らかにした。

三河万歳や尾張万歳の諸資料を参照すると、それぞれの江戸時代の活動のテリトリーが明確になり、秋田

万歳の源流が、尾張万歳ではなく、三河万歳にあることが明らかにされた。

そしてその三河万歳の系譜は、江戸から東北に伝承され、「会津万歳」のようにそれぞれの地域の風土性に適合し、変化し、独自性をもった万歳が形成されたとみることができる。現在、伝承されている秋田万歳には、三河万歳系、尾張万歳系、江戸万歳系の他、浄瑠璃や番楽等の影響もみられ、さまざまな要素が重層的に複合して現在の秋田万歳が形成されたとみることができる。

註

- (1) 山路興造『翁の座―芸能民たちの中世』、平凡社、平成二(一九九〇)年、四十四―四十九頁。
- (2) 盛田嘉徳『千秋万歳の研究』、『中世賤民と雑芸能の研究』、雄山閣出版、平成六(一九九四)年、百十七―百二十二頁。
- (3) 沖縄県石垣島の「マユンガナシ」、八重山諸島の「赤マタ・黒マタ」、鹿児島県の「トシドン」、石川県能登半島輪島「アマメハギ」、山形県遊佐町の「アマハゲ」、秋田県男鹿の「ナマハゲ」等の来訪神の祭りには、祝言のことはほとんどみられなくなっているが、「千秋万歳」と同列の「祝福芸」と考えられる。本田安次『日本の伝統

芸能」、錦正社、平成九(一九九七)年、七十五―七十六頁参照。

- (4) 『継塵記』の正安三年正月一日条には、「午刻内々参」仙洞、千秋万歳参、十二段了、万歳退出」とある。
- (5) 山路、前掲書、五十九頁。
- (6) 秋田万歳では、表六段、裡六段の合わせて十二段あるがその中の「御門開万歳」の「君も栄えて御在(おはしま)す」の歌い出しの詞章は、「禁中千秋万歳」の「言立」の冒頭の詞章を踏まえている。
- (7) 内田武志・宮本常一編『菅江真澄全集』、第一巻、未来社昭和四十六(一九七二)年、二百三十七頁。
- (8) 内田・宮本編『菅江真澄全集』、第四巻、未来社、昭和四十八(一九七三)年、百八十九頁。
- (9) 内田・宮本編『菅江真澄全集』、第十巻、未来社、昭和四十九(一九七四)年、二十二―二十三頁。
- (10) 内田・宮本編、前掲書、第十巻、四三〇頁。
- (11) 内田・宮本編、前掲書、第十巻、三百七十六頁。
- (12) 盛田、前掲書、百十七―百二十二頁参照。
- (13) 神谷素光『三河万歳史稿』、『安城歴史研究』、第二十四号、安城市教育委員会、平成十一(一九九九)年、一一―二十七頁参照。
- (14) 山路、前掲書、百二十三頁。
- (15) 山路、「祝福する人々」、『大系日本歴史と芸能』、第十二巻、平凡社、平成二(一九九〇)年、百九十二頁参照。

- (16) 内田・宮本編、前掲書、第十巻、三百七十六頁。
- (17) 西尾市資料館『西尾の三河万歳』、西尾市資料館、平成十三(二〇〇一)年、一頁。
- (18) 西尾市資料館、前掲書、五頁。
- (19) 秋田市教育委員会『秋田万歳』、秋田市教育委員会、昭和五十三(一九七八)年、一頁。
- (20) 森武之助翻刻・解題『十二段草子』(大東急記念文庫蔵)、汲古書院、昭和五十二(一九七七)年、十六―十七頁。
- (21) 井本農一・堀信夫・村松友次・松尾芭蕉(日本古典文学全集)、小学館、昭和四十七(一九七二)年、三百五十九頁。
- (22) 齋藤壽胤『秋田万歳』、『国文学 解釈と鑑賞』、第五十三号、五巻、至文堂、昭和六十三(一九八八)年、四十一―四十五頁参照。
- (23) 本田安次『日本の伝統芸能(本田安次著作集)、第十四巻、錦正社、平成九(一九九七)年、八十一頁参照。
- (24) 那珂通博・淀川盛忠『秋田風俗問状答』、秋田県公文書館所蔵、文化十一(一八一四)年。本稿では、以下、引用にあたってこの秋田公文書館所蔵のものを使用する。写真1参照。
- (25) 平辰彦『菅江真澄と秋田万歳の系譜―比較民俗芸能研究の視座を通して―』、秋田県民俗学会、『秋田民俗』、第三十一号、平成十七(二〇〇五)年、三十九―四十七頁参照。
- (26) 秋田万歳の引用の詞章については、『秋田県史』(民俗・工芸編)、秋田県発行、昭和三十七(一九六二)年のものを底本とし、秋田市教育委員会編の『秋田万歳』等も参照した。また現在、秋田万歳の伝承者である北條貞次郎氏よりも詞章について助言を受けた。
- (27) 高柳金芳『江戸の大道芸』、柏書房、昭和五十七(一九八二)年、七十九―九十二頁参照。
- (28) 国書刊行会編輯『新群書類従』(復刻)、第六、第一書房、昭和五十一(一九七六)、二百七十四―二百七十五頁参照。
- (29) 人見蕉雨『秋田紀麗』、『秋田叢書』、第五巻、秋田叢書刊行会、昭和五(一九三〇)年、四頁。
- (30) 那珂通博・淀川盛忠『秋田風俗問状答』、文化十一(一八一四)年。現在、『秋田風俗問状答』の原本は不明だが、写本が国立公文書館内閣文庫(本文四冊・付図一冊)と秋田県公文書館(本文二冊・付図一冊)に所蔵されている。なお内閣文庫本を底本に既刊の書を参照した中山太郎編著『校註 諸国風俗問状答』(東洋堂、一九四二)の他、竹内利美・原田伴彦・平山敏治郎編『日本庶民生活史料集成』(三一書房、一九六九)の第九巻には、『諸国風俗問状答』が収録されており、そこには、付図ともに「出羽国秋田領風俗問状答」と表題され、「秋田風俗問状答」が掲載されている。
- (31) 写真2参照。
- (32) 小玉曉村『郷土芸術研究』、『秋田郷土叢話』、秋田県図書

館協会、昭和九（一九三四）年、五百五十八―五百六十五頁参照。

（33）藤田秀司「秋田万歳」、『出羽路』、第十五号、秋田県文化財保護協会、昭和三十七（一九六二）年、二十三―二十八頁参照。

（34）井上隆明「秋田の芸能」、『秋田の民謡・芸能・文芸―地方文化の源流―』、秋田魁新報社、昭和四十五（一九七〇）年、百六十一―百六十四頁参照。

（35）佐藤久治「秋田万歳」、秋田真宗研究会、昭和四十五（一九七〇）年、十一―三十二頁参照。

主要参考文献

秋田県編『秋田県史』（民俗・工芸編）、秋田県、一九六二年。

秋田市教育委員会編『秋田万歳』、秋田市教育委員会、一九七八年。

井上隆明「秋田の民謡・芸能・文芸―地方文化の源流―」、秋田魁新報社、一九七〇年。

井本農一・堀信一・村松友次「松尾芭蕉」（日本古典文学全集）、小学館、一九七二年。

内田武志・宮本常一編『菅江真澄全集』、第一巻、未来社、一九七一年。

内田武志・宮本常一編『菅江真澄全集』、第四巻、未来社、一九七三年。

内田武志・宮本常一編『菅江真澄全集』、第十巻、未来社、一九七四年。

神谷素光「三河万歳史稿」、『安城歴史研究』、第二十四号、安城市教育委員会、一九九九年。

国書刊行会編輯『新群書類従』（復刻）、第六、第一書房、一九七六年。

小玉曉村「郷土芸術研究」、『秋田郷土叢話』、秋田県図書館協会、一九三四年。

齋藤壽胤「秋田万歳」、『国文学 解釈と鑑賞』、第五十三号、五巻、至文堂、一九八八年。

阪口弘之編『奥浄瑠璃集―翻刻と解題』、和泉書院、一九九四年。

佐藤久治「秋田万歳」、秋田真宗研究会、一九七〇年。

平 辰彦「菅江真澄と秋田万歳の系譜―比較民俗芸能研究の視座を通して―」、秋田県民俗学会、「秋田民俗」、第三十一号、秋田文化出版社、二〇〇五年。

平 辰彦「祭りとしてのナマハゲ行事の比較研究―来訪神の祭りの源流と信仰をめぐる―」、秋田県民俗学会、「秋田民俗」、第三十号、秋田文化出版社、二〇〇四年。

高野辰之編『日本歌謡集成』、巻五、東京堂、一九六〇年。

高柳金芳「江戸の大道芸」、柏書房、一九八二年。

竹内利美・原田伴彦・平山敏治郎編『日本庶民生活史料集成』、第九巻、三一書房、一九六九年。

鶴見俊輔「太夫才蔵伝 漫才をつらぬくもの」、平凡社、二〇〇〇年。

那珂通博・淀川盛忠『秋田風俗問状答』（秋田県公文書館蔵）、一八一四年。

中山太郎編著『校註 諸国風俗問状答』、東洋堂、一九四二年。

西尾市資料館『西尾の三河万歳』、西尾市資料館、二〇〇一年。

林屋辰三郎『中世芸能史の研究―古代からの継承と創造―』、岩波書店、一九六〇年。

人見蕉雨『秋田紀麗』、『秋田叢書』、第五巻、秋田叢書刊行会、一九三〇年。

藤田秀司『秋田万歳』、『出羽路』、第十五号、秋田県文化財保護協会、一九六二年。

本田安次『日本の伝統芸能』（本田安次著作集）、第十四巻、錦正社、一九九七年。

盛田嘉徳『千秋万歳の研究』、『中世賤民と雑芸能の研究』、雄山閣出版、一九九四年。

森武之介翻刻・解題『十二段草子』（大東急記念文庫蔵）、汲古書院、一九七七年。

山路興造『翁の座―芸能民たちの中世』、平凡社、一九九〇年。

山路興造『祝福する人々』、『大系日本歴史と芸能』、第十二巻、平凡社、一九九〇年。

付記

本稿を執筆するにあたって秋田万歳の伝承者である北條貞次郎氏をはじめとする秋田万歳関係者並びに秋

田県民俗学会の鎌田幸男会長はじめ会員諸氏には、貴重なご助言をいただいた。また秋田県立図書館、秋田県公文書館、秋田市民俗芸能伝承館、財団法人民族芸術研究所、早稲田大学中央図書館、早稲田大学演劇博物館、知多市立中央図書館、安城市歴史博物館、西尾市資料館などには、多くの資料の提供を受け、大変、お世話になった。ここに記して深く感謝の意を表したい。



写真1 『秋田風俗問状答』（秋田県公文書館蔵）
「此月萬歳の類」



写真2 『秋田風俗問状答』（秋田県公文書館蔵）
「萬歳」の図

海上出稼（北海道）史料

—旧免許漁業原簿から—

鎌田 幸男

一、利尻島における練定置漁業権の実態

・漁業権の設定

表記方法は次のようにした。免許番号（利練定第○号） 免許年月日 漁業権者名（住所は簡便に記した）登録年月日（旧免許漁業原簿より移す―転記）の順。また本原簿には、漁業の種類・名称として台網類漁業・鯨角網 漁獲物の種類として鯨 漁業期間として三月又は四月から六月 存続期間として二十箇年とある。

・59 明治35・7・1 加藤善四郎（北浦 西黒沢）
大4・10・27
・451 明43・4・11 同右
・731 大12・6・14 加藤善四郎 大12・6・14 加
藤善太郎（同） 家督相続（大12・11・14）
・733 大12・7・2 加藤善四郎 大12・7・2 加
藤善太郎 家督相続（大12・11・14）

・689 大12・6・14 清水新五郎（浜口 浜田）大
12・6・10
・791 昭18・10・9 三浦定一（戸賀 漁元崎）昭
18・10・11
・495 大11・4・1 今井和助（仙法志）大11・
4・1 今井三郎（三森 浜田） 家督相続
（大12・7・21）
・498 同右
・499 同右
・277 明35・7・1 檜山竹七（北浦 水上沢）大
4・12・22
・278 同右
・695 大12・6・14 檜山竹七 大12・6・14
・693 同右
・201 明35・7・1 石川千代吉（北浦 西黒沢）
大4・10・26
・470 大4・3・5 石川千代吉 大4・3・5

・ 貸借権の設定

表記方法は次のようにした。 免許番号（利鯁定第。

号） 貸借漁業者名（住所は簡便に記した） 貸借期間、

一漁期貸付金の順とした。 尚、免許番号が記されてい
ないところは、台帳からの書写が不明確なためである。

・ 88 加藤三平（南磯 双六）

明44・3・25 同年7・30 金140円

・ 89 同右

・ 91 同右 但し金42円

・ 90 三浦 萬蔵（戸賀 塩浜）

明44・3・25 同年7・30 金140円

・ 94 同右

・ 95 同右

・ 323 同右 但し金42円

・ 103 明石辰蔵（平賀 戸賀）

大4・1 同8・12 金200円

・ 162 石川嘉七（北浦 黒沢）

明45・3 同46・6 金100円

・ 243 天野鉄蔵（船越）

明45・4・1 同年6・30 金400円

・ 429 高桑茂助（北浦 相川）

大4・7・20 同7・6・20 金（一ヶ年）

・ 431 石川政治（北浦 畠）

1300円

・ 316 明35・7・1 石川丹一（北浦 畠） 大4・

12・22

・ 317 同右

・ 271 明35・7・1 牧野定吉（鬼脇） 明44・11・

21 牧野政信（浜口 大口） 家督相続（明

44・6・20） 新水新五郎 売買契約（明45・

3・5）

・ 175 明35・7・1 船木定吉（南磯 増川） 大

4・12・22

・ 202 明35・7・1 石川嘉七（北浦 西黒沢） 大

5・7・17 石川重吉（同）他三名（共同漁業

権者） 遺産相続（大7・3・11） 石川重吉

持分贈與（大7・11・1）

共同

石川重吉（大8・8・9） 石川重助（仙法志、

石川慶助（北浦 西黒沢）、石川フヨ（北浦

畠）

大正7・11・1 石川重助 石川慶助 石川

フヨの持分を石川重吉に移転し共有関係止みた

るに付抹消す（大8・8・14）

・ 203 同右

・ 99 三浦定治（戸賀村） 大4・9・11

・ 686 同右 大12・6・14

42

船橋文太郎（払戸 福川）
大 9・9・10 } 同 10・6・20 金 2260 円

大 5・4・1 } 同年 9・16 鯨搾粕 40 石
明石市太郎（戸賀 戸賀）

明 45・2・28 } 同 47・7・30 金 450 円

同右
大 4・2・28 } 同 6・7・30 金 450 円

同右
大 7・2・28 } 同 9・7・30 金 450 円

存続期間満了（大 15・5・28）

三浦忠七（戸賀）

明 44・6・18 } 同 49・6・30 鯨搾粕 45 石

存続期間満了（大 5・7・5）

石垣儀助（北浦 西黒沢）他四名

賃借権登録（明 40・4・19）

同右

石川丹一（北浦 島）

賃借権登録（明 40・4・19）

明 45・1・1 } 同 47・12・31 金 300 円

同右

大 4・1・1 } 同 6・12・31 金 450 円

存続期間満了（大 6・12・31）

石川嘉七（北浦 黒沢）

明 45・3 } 同 46・6 金 100 円

二、礼文島における鯨定置漁業権の実態

・ 漁業権の設定

表記方法は利尻島と同様である。

288 明 35・7・1 菅原友吉（南磯 双六）

随意契約による売買契約（大 4・2・12）

菅原金治（同） 家督相続（大 8・10・7）

419 明 42・2・9 佐々木市之助（本荘 大町）売

買契約（大 3・9・7） 佐々木水産商会（本

荘 石脇） 譲渡契約（大 5・3・1）

今野亀蔵（香深村 道川・勝手） 売買契約

（昭 3・12・1）

421 明 35・2・9 佐々木市之助（同）

同右

429 明 42・2・9 大友長次兵衛（戸賀 加茂青

砂） 大 7・7・9 大友誠一（同） 譲渡契

約（大 7・6・29）

567 大 12・7・17 菅原金治（南磯 双六）

大 12・7・17

・ 賃借権の設定

表記方法は利尻島と同様である。

20 今野熊蔵（道川 勝手）

明 45・7・1 } 同 4・6・30 金 680 円

202 同 右
 210 同 右
 24 佐々木佐吉（道川 勝手）
 大4・8・21 同5・6・30 鯁絞粕25石
 今野佐市（道川 勝手）
 大5・7・1 同8・6・30 金200円
 今野佐市（同）
 大2・8・1 同5・6・30 鯁絞粕浜並精
 品 40石
 同 右
 大5・7・1 同10・6・30 金200円
 同 右
 426 同 右
 427 同 右
 261 佐々木竹蔵（道川 勝手）
 大2・3・25 同2・6・30 金300円
 同 右
 262 貸借期間満了（大2・6・30）
 同 右
 269 同 右
 明45・3・10 同年6・30 金300円
 粕山政治（北浦 真山）
 大2・2・14 同年6・30 金300円
 同 右
 大3・1・15 同年6・30 金200円
 佐々木佐吉（道川 勝手）

大2・3・27 同年6・30 金50円
 同 右
 今野佐市（同）
 大4・4・1 同年6・30 鯁搾粕25石
 大5・7・1 同8・6・30 金200円
 佐々木佐吉（同）
 大4・4・1 同年6・30 鯁搾粕25石
 同 右
 大4・8・21 同5・6・30 鯁搾粕25石
 同 右
 大4・8・21 同5・6・30 鯁搾粕25石
 同 右
 417 今野亀蔵（道川 勝手）
 大4・4・1 同年6・30 金100円
 同 右
 大5・4・1 同6・6・30 金100円
 安宅甚吉（下浜 長浜）
 大3・4・1 同3・6・30 金300
 同 右
 26 石黒幸之助（河辺 浜田）
 明44・4・1 同年6・30 金50円
 同 右
 明45・4・1 同年6・30 金50円
 貸借期間満了（明45・6・30）
 同 右

528	今野永助（道川 勝手）	大2・3・20 同2・6・30 金50円
437	同右	同右
435	同右	同右
434	大友長治兵衛（戸賀 加茂青砂） 明44・3・25 同年7・30 金210円	大3・3・26 同年6・30 金140円 大3・10・1 同6・9・30 金140円
97	菅原清直（南磯 双六） 明44・3・25 同年7・30 金140円	大3・3・26 同年6・30 金140円
508	同右	同右
339	同右	同右
112	同右	同右
111	同右	同右
104	同右	同右
99	菅原久吉（南磯 双六） 明44・3・25 同年7・30 金140円	大3・3・26 同年6・30 金140円
408	堀田子之助（浜口 大口） 明44・3・25 同年7・30 金140円	大3・3・26 同年6・30 金140円
314	佐藤慶治（南秋田 払戸） 大3・4・1 同年6・30 金50円	大3・3・26 同年6・30 金50円
168	同右 練絞粕7石	大3・3・26 同年6・30 金50円
167	同右	大3・3・26 同年6・30 金50円

大2・4・1 同4・8・30 金50円

三、天売島・焼尻島における練定量漁業権の実態

天売島

漁業権の設定

26	明35・7・1 大友三次郎（戸賀 加茂青砂） 明44・5・27（錯誤により三治郎に更正 明36・6・6）	大友三治郎（北浦 北浦表町へ転住 明43・2・8）
230	明35・7・1 三浦幸吉（北浦 北浦表町） 大2・5・7	三浦幸次郎（同）家督相続（明45・7・22）
60	同右	同右
45	同右	同右
52	同右	同右
46	明35・7・1 佐藤平吉（戸賀 加茂青砂） 共同漁業権者 大10・5・26 大15・7・5	明35・7・1 佐藤平吉（戸賀 加茂青砂） 大10・5・26 大15・7・5
47	明35・7・1 佐藤平吉 大2・7・7	明35・7・1 佐藤平吉 大2・7・7
48	明35・7・1 鎌田小市（戸賀 加茂青砂） 大2・5・7 鎌田熊吉（戸賀 鴨）贈與契約 （大2・5・3） 鎌田堅蔵（同）譲渡契約	明35・7・1 鎌田小市（戸賀 加茂青砂） 大2・5・7 鎌田熊吉（戸賀 鴨）贈與契約 （大2・5・3） 鎌田堅蔵（同）譲渡契約

(大10・12・20)

57

同右

明35・7・1 佐藤平吉 大10・5・26

81

6・30——転籍(天売村へ 大4・3・27)
明35・7・1 石川和七 大1・8・5 中津川

55

明35・7・1 大友長次兵衛(戸賀 加茂青砂) 大正2・7・2 大友誠一(同) 家督

82

七 譲渡契約(大3・6・30)
明35・7・1 佐藤平吉 大2・7・7

56

明35・7・1 佐藤平吉 大10・5・26

153

明35・7・1 大友三太郎 明44・5・27 大友

64

明35・7・1 石川和七(戸賀 加茂青砂)

154

表町) 家督相続(大11・1・20) 大友タマ

72

大2・7・1 石川和七 譲渡契約(大3・6・30)(住所変更 天売村 大4・3・27)

174

同右

73

明35・7・1 水野長松(焼尻村 戸賀)

377

石川亀之助(戸賀 加茂青砂)

76

大2・7・14 水野長左工門(戸賀 浜塩谷)

469

旧免漁業共同人名簿(大3・7・1) 石川銀

77

|(転住) 改名 大2・3・19) 変更(大7・10・12) 水野長左工門 売買契約(大15・7・25)

3・7・1)

大10・12・20 佐藤平吉 持分10分の6 共同

78

野長松外一名 共同漁業権) 明44・9・25

469

大10・12・20 佐藤平吉 持分10分の6 共同

79

武田貞治(戸賀 浜塩谷) 家督相続(明44・4・2)

469

大10・12・20 佐藤平吉 持分10分の6 共同

80

武田三六(同) 贈與契約(明44・6・1)

469

大10・12・20 佐藤平吉 持分10分の6 共同

81

水野長左工門 売買契約(大8・6・20)

469

大10・12・20 佐藤平吉 持分10分の6 共同

82

水野長左工門 売買契約(大15・7・25)

469

大10・12・20 佐藤平吉 持分10分の6 共同

同右

漁業権の設定

•
403

8・2 佐藤駒吉（焼尻村） 家督相続（大 39

408	明37・12・1 大友専蔵（下浜 羽川）大 6・7・9 大友専松（同）家督相統（明 38・3・18）大友専太郎（焼尻村）贈與契	406	明37・12・1 三浦幸吉（北浦 北浦町）大 2・5・7 三浦幸次郎（同）家督相統（明 45・7・22）三浦慶太郎（北浦町）譲渡契 約（大3・4・28）三浦夕工（北浦 北浦） 家督相統（大4・9・28）三浦富治（北浦 表町）家督相統（大13・6・4）	401	明37・11・29 石川嘉七（戸賀 加茂青砂） 明45・4・24 石川銀治（同）家督相統（大 7・2・10）仁平惣三郎（焼尻村）売買契 約（昭7・1・20）石川銀治（同）売買契 約（昭11・6・15）	410	明37・12・2 三浦與吉 大8・1・31 三浦 里治 家督相統（大7・12・11）	400	明37・11・29 三浦與吉（戸賀 塩浜）大 8・1・31 三浦里治（戸賀 塩浜）家督相 統（大8・1・31）	390	明36・5・23 水野長松（戸賀 浜塩谷）大 7・10・3 水野長左工門（同）改名大 2・3・19	411	約（昭21・2・1） 明37・12・22 武田甚之助 明44・5・30 武 田貞治 家督相統（明44・4・11）武田嘉助 贈與契約（大2・7・5）武田幸吉 家督 相統（大8・9・24）	412	同右 続いて仁平惣一郎（焼尻村）売買契約（昭 6・11・18）武田幸吉（同）売買契約（昭 11・6・15）仁平俊一（焼尻村）売買契約 （昭12・12・20）武田幸吉（焼尻村）売買 契約（昭16・12・20）	425	明37・12・22 飯澤定吉（戸賀）明45・6・ 25 飯澤定吉 家督相統（大3・6・24）鎌 田綱吉（焼尻村）売買契約（昭23・3・12） 明37・12・22 佐々木利助（道川 勝手）大 5・3・18 佐々木新七（同）家督相統（大 8・2・8）	426	同右 明37・12・21 斉藤鶴松（浜田 中村）大 6・8・25 斉藤治松（浜田）家督相統（大 6・5・20）斉藤甚之進（焼尻村）無償贈 與（大12・3・28）斉藤治松 無償贈與（大 12・8・7）斉藤鉄治（浜田 中村） 売買契約（昭2・12・8）	430	
-----	---	-----	--	-----	--	-----	---	-----	---	-----	---	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--

431 同右
433 昭 23・1・30 武田幸吉（焼尻村） 昭和 23・42

446 明 37・12・22 水野長松（戸賀） 大 7・10・12
12 水野長左工門（戸賀 浜塩谷） 大 7・10・12（変更）

515 昭 23・1・30 武田幸吉（焼尻村） 昭和 23・42
2・2
・ 賃借権の設定
13 江畑與右工門（戸賀 戸賀）
大 4・7・1 同 9・6・30 其年收穫の鯿
搾粕 50 石

幸次郎 家督相続（明 45・7・22） 三浦慶太郎 譲渡契約（大 3・4・28） 三浦夕工 家督相続（大 4・4・12） 三浦金蔵（北浦 島） 譲渡契約（大 5・4・30） 三浦又三（北浦 表町） 譲渡契約（大 7・7・1） 三浦金蔵 無償譲渡契約（大 8・8・27） 三浦保次郎（北浦 島） 家督相続（大 8・9・19） 三浦里治（戸賀 塩浜） 売買契約（大 9・10・10）

99 佐々木新七（焼尻村 道川 勝手）
明治 43・7・1 同 48・6・30 鯿 15 石
大 4・7・1 同 7・6・30 鯿 40 石
106 三浦與市郎（道川 内道川）
金子借用証書（大 12・3・30） 債権金額 4000 円
利息月 1 分 抵当権設定（弁済期 大 12・6・30）
403 同右
110 古仲保蔵（北浦）
明 44・6・18 同 46・6・30 鯿 搾粕 60 石
大 3・4・1 同 5・6・30 鯿 搾粕 60 石
159 鎌田貞治（北浦 島）
大 1・9・30 同 2・6・15 鯿 絞粕 20 石
大 2・7・1 同 6・6・30 金 37 円 50 銭
162(B) 飯澤定吉（焼尻村 戸賀）

350 石川金太郎（戸賀 加茂青砂） 昭 23・3・31
401 持分二分の一 石川銀治 昭 17・10・22
423 佐藤豊蔵（戸賀 加茂青砂） 旧免漁業共同人名簿 大 9・6・1
464 大 9・1・7 斉藤治松 大 9・1・7
465 斉藤鉄治 売買契約（昭 2・12・8）
大 9・1・7 飯澤定吉 大 9・1・7
大 11・5・3 飯澤定吉 大 11・5・3
大 12・5・25 水野長左工門 大 12・5・25
486 同右

403 同右
110 古仲保蔵（北浦）
明 44・6・18 同 46・6・30 鯿 搾粕 60 石
大 3・4・1 同 5・6・30 鯿 搾粕 60 石
159 鎌田貞治（北浦 島）
大 1・9・30 同 2・6・15 鯿 絞粕 20 石
大 2・7・1 同 6・6・30 金 37 円 50 銭
162(B) 飯澤定吉（焼尻村 戸賀）

167	明44・4・1 } 同年6・30 鯨 ^ノ 粕30石 三浦忠七（戸賀） 明45・3・15 } 同年6・30 鯨絞粕25石 近藤六治（戸賀） 大3・3・15 } 同5・6・30 鯨 ^ノ 粕上等品 32石5斗 三浦忠七	404	大4・2・21 } 同6・7・30 金980円 白幡駒吉 明45・2・28 } 同47・7・30 金750円 大4・4・1 } 同6・7・30 金750円 大7・4・1 } 同9・7・30 金750円
335	明44・6・18 } 同49・6・30 鯨搾粕45石 富田佐平（焼尻村 戸賀） 明45・3・26 } 同48・6・30 金600円 大4・7・1 } 同9・6・30 金900円	406	三浦金蔵（焼尻村 北浦） 大2・7・1 } 同6・6・30 鯨 ^ノ 粕50石 大3・4・28 } 同7・6・30 鯨 ^ノ 粕15石
350	水野長右工門（戸賀 浜塩谷） 大8・8・1 } 同13・7・31 上等鯨搾粕60石 長左工門か	409	齊藤治松 債権額650円 利息10円に付き一ヶ月金17銭 抵当権設定 大1・12・23（弁済期 大2・6・20） 古仲保蔵
354	齊藤鶴松（浜田 中村） 明44・4・1 } 同47・3・31 金368円	410	明42・1・10 } 同42・6・30 漁業権貸付 水野長松（戸賀 浜塩谷） 明45・2・28 } 同47・7・30 金600円
355	白幡駒吉（戸賀 塩浜） 明44・4・1 } 同46・6・30 金368円	414	水野長左工門 大7・2・28 } 同9・7・30 金600円
356	澤木祐吉（船川） 債権金額2300円 利息10円に付き一ヶ月15銭 抵当権設定 大2・9・16（弁済期 大5・6・30）	415	明43・7・1 } 同48・6・30 鯨絞粕60石 齊藤鶴松
365	同右	416	明44・6・30 } 同49・6・30 鯨搾粕50石 大5・7・1 } 同7・6・30 鯨 ^ノ 粕精品55石
401	石川與重郎（戸賀 加茂青砂） 明45・2・20 } 同47・7・30 金975円		齊藤甚之進（焼尻村）

427	富田佐平 大 8・3・15 同 10・6・30 明 45・2・28 同 47・7・30 大 4・2・28 同 6・7・30 金 450 円	富田佐平 大 8・3・15 同年 6・30 明 石市太郎（戸賀 戸賀） 金 450 円
424	小林久治（北浦 相川） 大 6・4・1 同 10・6・30 富田佐平 大 8・3・15 同 10・6・30 明 45・2・28 同 47・7・30 大 4・2・28 同 6・7・30 金 450 円	富田佐平 大 8・3・15 同年 6・30 明 石市太郎（戸賀 戸賀） 金 450 円
423	富田佐平 大 8・3・15 同 10・6・30 明 45・2・28 同 47・7・30 大 4・2・28 同 6・7・30 金 450 円	富田佐平 大 8・3・15 同年 6・30 明 石市太郎（戸賀 戸賀） 金 450 円
421	江畑與右工門 大 4・7・1 同 9・6・30 富田佐平 大 8・3・15 同 10・6・30 明 45・2・28 同 47・7・30 大 4・2・28 同 6・7・30 金 450 円	富田佐平 大 8・3・15 同年 6・30 明 石市太郎（戸賀 戸賀） 金 450 円
420	遠藤松之助（下浜 羽川） 大 7・2・27 同 9・7・30 明 44・6・18 同 46・6・30 大 3・3・31 同 5・6・30 金 600 円	遠藤松之助（下浜 羽川） 大 7・2・27 同 9・7・30 明 44・6・18 同 46・6・30 大 3・3・31 同 5・6・30 金 600 円
418	三浦篤次郎（道川） 大 7・2・27 同 9・7・30 明 44・6・18 同 46・6・30 大 3・3・31 同 5・6・30 金 600 円	三浦篤次郎（道川） 大 7・2・27 同 9・7・30 明 44・6・18 同 46・6・30 大 3・3・31 同 5・6・30 金 600 円
417	近藤六治 大 8・3・15 同 10・6・30 明 44・6・30 同 49・6・30 大 5・7・1 同 10・6・30 金 550 円	近藤六治 大 8・3・15 同 10・6・30 明 44・6・30 同 49・6・30 大 5・7・1 同 10・6・30 金 550 円
436	澤木祐吉（船川） 大 2・3・1 同 4・6・30 明 44・7・1 同 45・6・30 大 2・3・1 同 4・6・30 金 100 円	澤木祐吉（船川） 大 2・3・1 同 4・6・30 明 44・7・1 同 45・6・30 大 2・3・1 同 4・6・30 金 100 円
435	武田貞治（戸賀 浜塩谷） 大 7・2・28 同 9・7・30 明 44・7・1 同 45・6・30 大 2・3・1 同 4・6・30 金 100 円	武田貞治（戸賀 浜塩谷） 大 7・2・28 同 9・7・30 明 44・7・1 同 45・6・30 大 2・3・1 同 4・6・30 金 100 円
429	石川與重郎 大 4・2・28 同 47・7・30 明 45・2・28 同 49・6・30 大 5・7・1 同 10・6・30 金 550 円	石川與重郎 大 4・2・28 同 47・7・30 明 45・2・28 同 49・6・30 大 5・7・1 同 10・6・30 金 550 円
428	近藤六治 大 7・2・28 同 9・7・30 明 45・5・28 同年 7・30 金 450 円	近藤六治 大 7・2・28 同 9・7・30 明 45・5・28 同年 7・30 金 450 円
446	三浦金蔵 大 2・7・1 同 6・6・30 大 3・4・28 同 7・6・30 金 550 円	三浦金蔵 大 2・7・1 同 6・6・30 大 3・4・28 同 7・6・30 金 550 円

四、天売島・焼尻島に於ける他の漁業権の実態

天売島

漁業権の設定

鰯

- ・天鰯定第19号 明39・10・2 富田佐平（戸賀 浜塩谷） 売買契約（大3・6・30）
- ・20 明39・10・2 石川政治（北浦 島） 売買契約（大3・11・11）

鱒

- ・天鰯定第1号 明35・7・1 佐藤晋吉（由利 松ヶ崎） 大11・7・1
 - ・3 同右
 - ・7 明35・7・1 赤塚伝蔵（東雲 向能代） 大3・2・20
 - ・8 同右
 - ・天鰯特1号 明35・7・1 渡辺八太郎（松ヶ崎 神沢） 売買契約（明44・9・28） 渡部忠蔵（神沢） 家督相続（大6・1・9） 柳田力蔵 売買契約（昭4・8・21）
- （漁業の種類、名称―特別漁業第3種鰯地曳網）

焼尻島

漁業権の設定

柔魚

- ・苦柔定第5号 昭4・2・27 水野長左工門（焼尻村 戸賀） 昭4・2・27

- ・8 昭4・3・1 武田廣男（戸賀 浜塩谷） 他一名（共同漁業権者） 昭4・3・1

- ・18 昭7・7・18 石川銀治（焼尻村 戸賀） 無償贈與（昭12・3・29）

- ・82 昭13・9・12 武田廣男（同） 他1名 昭13・9・12

- ・85 昭15・4・2 水野長左工門 昭15・4・2

- ・148 昭22・6・4 鎌田綱吉（焼尻村） 昭22・6・6

- ・150 昭23・9・8 石川銀治（焼尻村） 昭23・9・8

- ・鰯 苦鰯定第1号 大9・2・23 白幡清吉（焼尻村） 大9・2・23

五、離島以外の地域での鰯漁業権の実態

枝幸郡

枝幸郡

・ 漁業権の設置

枝鯖定第19号 村山喜作(枝幸村 土崎)

・ 139 (第2) 村山喜一郎(土崎 永覚) 売買契約

(昭6・11・26)

・ 328 同右

・ 334 同右

・ 150 明35・7・1 村山喜一郎(同) 大3・8・

17 村山金十郎(同) 譲渡契約(大3・6・

15) 村山喜一郎 譲渡契約(大5・6・5)

村山金十郎 譲渡契約(大7・5・20) 村金

拓殖合名会社(枝幸郡) 譲渡契約(大10・

4・10) 村山喜一郎 譲渡契約(大13・6・

9) 村金拓殖合名会社 売買契約(大15・

4・26) 村山喜一郎 売買契約(昭6・11・

26)

・ 398 明37・6・5 村山喜一郎 大3・8・17

同右

・ 181 明35・7・1 漁業権者 村山喜一郎 大3・

2・10

・ 318 (第2) 村山喜一郎 売買契約(昭6・11・

26)

・ 321 明35・7・1 村山喜一郎 明45・7・1

村山金十郎 譲渡契約(明45・6・10) 村山

喜一郎 譲渡契約(大3・6・15)

・ 325 同右

・ 331 明35・7・1 村山喜一郎 大3・6・29

・ 323 明35・7・1 村山喜一郎 大6・11・10

・ 326 明35・7・1 漁業権者 村山喜一郎 明45・

7・1 村山金十郎 譲渡契約(明45・6・

10) 村山喜一郎 譲渡契約(大5・6・5)

村山金十郎 譲渡契約(大7・5・20) 村金

拓殖合名会社 譲渡契約(大10・4・10) 村

山喜一郎 譲渡契約(大13・5・10)

・ 327 明35・7・1 漁業権者 村山喜一郎 大6・

11・10 村金拓殖合名会社 譲渡契約(大10・

4・10) 村山喜一郎 譲渡契約(大13・5・

10) 村金拓殖合名会社 売買契約(大15・

4・26) 村山喜一郎 売買契約(昭6・11・

27)

・ 407 明37・12・24 村山喜一郎 大6・11・10

同右

・ 332 明35・7・1 村山喜一郎 大3・6・29 村

金拓殖合名会社 売買契約(大15・5・25)

村山喜一郎 売買契約(昭6・11・26)

・ 335 明35・7・1 漁業権者 村山喜一郎 大11・

7・1 村金拓殖合名会社 譲渡契約(大13・

5・10) 村山喜一郎 売買契約(昭6・11・

26)

・ 336

明 35・7・1 漁業権者 村山喜一郎 大 11・

7・1 村金拓殖合名会社 譲渡契約（大 13・

5・10）

・ 338

明 35・7・1 漁業権者 村山喜一郎 明 45・

7・1 村山金十郎 譲渡契約（明 45・6・

10） 村山喜一郎 譲渡契約（大 3・6・15）

村山金十郎 譲渡契約（大 5・6・5） 村山

喜一郎 譲渡契約（大 7・5・20） 村金拓殖

合名会社 譲渡契約（大 10・4・10）

・ 404

明 37・5・6 村山喜一郎 大 3・8・17 村

山金十郎 譲渡契約（大 3・6・15） 村金拓

殖合名会社 譲渡契約（大 10・4・10） 村山

喜一郎 譲渡契約（大 13・5・10） 村金拓殖

合名会社 売買契約（大 15・4・26） 村山喜

一郎 売買契約（昭 6・11・26）

・ 428

昭 4・11・7 村山喜一郎 昭 4・11・7

・ 貸借権の設定

・ 91

岩谷禮司（土崎 嵐町）

大 11・2・25 同年 6・30 收穫物の 100 分の

10

・ 400

武田幸吉（枝幸村）

大 11・2・25 同年 6・30 收穫物の 100 分の

10

留萌郡

貸借権の設定

留東定第 195 号 戸田秀松（天王村） 転貸借契約

明 45・3・15 同年 6・30 金 250 円

転借（明 45・4・5）

戸田秀松・佐賀春治（留萌町）

賃貸借契約―賃借権設定

大 3・11・20 同 4・6・30 金 1000 円

・ 298 松永政吉（松ヶ崎）

大 3・3・12 同年 6・30 練絞粕 7 石

・ 311 京谷兼吉（天王 天王）

大 5・4・1 同年 6・30 練絞粕 30 石

・ 321 戸田秀松 転貸借契約（明 45・3・15）

明 45・3・15 同年 6・30 金 250 円

転借（明 45・4・5）

大 2・7・18 同 3・6・30 金 800 円

戸田秀松・佐賀春治 賃貸借契約

大 3・11・20 同 4・6・30 金 1000 円

・ 323

京谷兼吉

大 6・4・1 同年 6・30 練粕 20 石

増毛郡

・ 漁業権の設定

・ 増東定第 140 号 明 35・7・1 横内石松（青森県）

大 3・9・5 佐藤吉助（平沢町 平沢） 譲 47

渡契約（大3・7・24）

明35・7・1 佐藤平三郎（増毛郡） 大10・

3・3 佐藤ノフ工（象潟 塩越） 家督相続

（大7・12・12）

明41・4・21 佐藤吉四郎（平沢町 平沢）

大4・10・14 佐藤吉次郎（平沢町 中町）

家督相続（大4・6・15）

同右

同右

大5・11・30 佐藤吉助 大5・11・30

大11・5・16 金佐相馬合名会社（増毛郡）

大11・5・16 佐藤ノフ工 譲渡契約（大12・

2・26）

大12・3・26 佐藤ノフ工 大12・3・26

昭3・3・26 佐藤ノフ工 昭3・3・26 佐

藤雄治郎（象潟 塩越） 家督相続（昭16・

5・2）

・ 貸借権の設定

佐藤久蔵（南磯 南平沢）

大2・11・1 同7・7・30 金50円

佐藤文助（塩谷村）

同右

佐藤吉四郎 貸借権設定

明45・5・1 同47・7・31 金1100円

佐藤吉次郎 貸借権設定

大5・8・1 同年7・31 金400円

同右

・ 宗谷郡

・ 漁業権の設置

宗鯨定第22号 明35・7・1 佐々木岩太郎（象潟

町） 贈與契約（昭3・5・10）

・ 40 漁業権者 佐々木喜平治（五里合 箱井） 大

11・7・1 佐々木栄悦（箱井 町屋田） 家

督相続（大3・3・28）

・ 56 明35・7・1 漁業権者 鎌田千代吉（戸賀

加茂青砂） 大1・8・20 太田千代吉と変更

（大1・8・20）

・ 85 明35・7・1 漁業権者 金子由蔵（浜口村）

大8・5・12

同右

・ 158 明35・7・1 漁業権者 船木弥市（南磯村

増川） 大4・4・17 船木忠洋（増川 惣屋

布） 家督相続（大6・6・14） 大友長太郎

（稚内町） 売買契約（昭23・2・12）

同右

・ 210 明35・7・1 漁業権者 齊藤由松（浜田村）

大6・5・7 齊藤賢治（同） 家督相続

336	(大5・10・13) 明35・7・1 漁業権者 三村與市郎(払戸) 大3・5・14 吉田精策(稚内) 売買契約 (昭14・10・28)	337	同右	443	明35・7・1 秋田木材株式会社(能代 卸指 南町) 譲渡契約(大4・7・1)	545	明40・1・17 漁業権者 見上隆平(能代 東 雲村 朴瀬) 明45・7・16 見上良助(稚 内) 譲渡契約(明45・6・20) 見上良介(東 雲村 朴瀬)と更生(大5・4・29)	546	明40・4・13 見上良助 住所氏名に錯誤―見 上良介(東雲 朴瀬)(大5・4・29) 見上 隆三 他二名(共同漁業権者) 遺産相続(大 11・2・20)	548	明40・4・13 見上隆平 譲渡契約(明45・ 6・20) 見上隆三 譲渡契約(大3・5・ 10) 見上良助 譲渡契約(大5・4・20) 見上隆三(共同漁業権者名簿) 遺産相続 (大11・2・10) 見上トヨ(東雲 朴瀬)	579	譲渡契約(大11・4・28) 大5・5・2 見上良介 大5・5・2 見上 隆三外二名(共同漁業権者) 遺産相続(大 11・2・10)
546	見上隆三 見上リヤウ 見上トミ 昭7年11月 15日 漁業権を斉藤清太郎に移転し共有關係を 抹消(昭7・11・21)	548	同右	579	同右	18	貸借権の設定 安藤長次郎(河辺 浜田) 明44・5・10 同年6・30 金300円	34	鎌田作松(戸賀 加茂青砂) 明44・10・8 同47・6・30 金600円 大4・7・4 同7・6・30 金500円 鎌田作松(宗谷郡) 大9・4・1 同年6・30 金100円	35	鎌田作松(戸賀 加茂青砂) 大2・7・24 同5・6・30 金30円 大5・7・4 同7・6・30 金10円 鎌田作松(稚内) 大8・4・1 同年6・30 金200円 大9・4・1 同年6・30 金200円	36	宮崎政吉(北浦町) 大4・3・20 同年6・30 鯨絞粕15石 大5・4・1 同7・6・30 鯨絞粕13石
156	同右												

・ 38 石川石五郎（北浦 西黒澤）

大 3 ・ 12 ・ 29 } 大 4 ・ 7 ・ 15 鯨搾粕 35 石

・ 39 同右

・ 43 天野末吉（脇本）

大 6 ・ 4 ・ 1 } 同年 6 ・ 30 鯨収穫高 5 分

・ 44 金谷金平（戸賀 加茂青砂）

明 45 ・ 4 ・ 20 } 同年 6 ・ 30 金 250 円

・ 56 太田千代吉（戸賀 加茂青砂）

大 4 ・ 8 ・ 28 } 同 7 ・ 6 ・ 30 金 15 円

鎌田作松（稚内）

大 9 ・ 4 ・ 1 } 同年 6 ・ 30 金 200 円

・ 150 佐藤三蔵（南磯 増川）

明 44 ・ 11 ・ 17 } 同 45 ・ 6 ・ 30 金 350 円

・ 328 同右

・ 329 同右

・ 158 安田政吉（船越）

大 4 ・ 4 ・ 1 } 同年 6 ・ 30 金 1350 円

・ 183 同右 金 1000 円

・ 201 佐々木千代松（戸賀 加茂青砂）

大 2 ・ 4 ・ 18 } 同 2 ・ 6 ・ 30 金 500 円

大 2 ・ 7 ・ 17 } 同 4 ・ 6 ・ 30 金 400 円

大 4 ・ 8 ・ 4 } 同 5 ・ 6 ・ 30 金 350 円

・ 261 君川萬蔵（河辺 新屋）

明 45 ・ 4 ・ 11 } 同年 6 ・ 30 金 750 円

・ 262 本川弥市（北浦 相川番外地）

明 45 ・ 4 ・ 21 } 同年 6 ・ 30 金 680 円

高野利助（北浦 北浦）

大 3 ・ 3 ・ 26 } 同年 6 ・ 30

大 4 ・ 4 ・ 1 } 同年 6 ・ 30

大 5 ・ 4 ・ 1 } 同年 6 ・ 30

鯨収穫高 200 石以上 35 石（鯨絞粕）

200 石未満 30 石（同）

・ 267 浅井三之助（北浦 北浦）

大 3 ・ 3 ・ 30 } 同年 6 ・ 30 記載なし

大 4 ・ 4 ・ 10 } 同年 6 ・ 30

大 5 ・ 4 ・ 6 } 同年 6 ・ 30

大 6 ・ 4 ・ 11 } 同年 6 ・ 30

鯨収穫高 200 石以上 30 石（鯨絞粕）

200 石未満 25 石（同）

但し大正 6 年は 200 石以上 25 石（同）

200 石未満 20 石（同）

・ 336 吉田勇助（脇本 田谷澤）

大 3 ・ 4 ・ 1 } 同 7 ・ 6 ・ 30 金 75 円

大 9 ・ 5 ・ 3 } 同 11 ・ 6 ・ 30 金 75 円

大 12 ・ 4 ・ 1 } 同 16 ・ 6 ・ 20 金 75 円

・ 337 吉田勇助

大 3 ・ 4 ・ 1 } 同 7 ・ 6 ・ 30 金 75 円

伊藤宇助（船川 羽立）

大 7・4・1 } 同年 6・30 金 150 円
吉田勇助

大 9・5・3 } 同 11・6・30 金 75 円

（転貸し可）

大 12・4・1 } 同 16・6・20 金 75 円

・ 343 加藤富松（脇本 脇本）

大 3・6・28 } 同 6・6・28 金 850 円

渡部直吉（大久保 虻川境）

大 5・1・16 } 同年 6・30 金 850 円

・ 344 武田三六（戸賀 浜塩谷）

明 44・6・27 } 明 45・6・25 金 410 円

加藤富松

大 2・7・11 } 大 3・6・30 鯧絞粕精品 25 石

大 3・6・28 } 同 6・6・28 金 600 円

・ 493 戸田欽助（天王 天王）

明 45・4・1 } 同年 6・30 金 450 円

大 2・10・1 } 同 5・6・30 金 450 円

六、その他の漁業権の実態

宗谷郡

漁業権の設定

鮭

・ 宗鮭定第 61 号 大 12・10・6 天野鉄蔵（脇本 横

町直下） 売買契約（昭 5・7・8） 漁業期
間（8 月～12 月）

鱒

・ 宗鱒定第 6 号 明 35・7・1 天野鉄蔵 売買契約

（昭 5・7・8） 漁業期間（6 月～8 月）

鰺

・ 宗鰺定第 43 号 明 35・7・17 遠藤傳吉（松ヶ崎）

明 45・7・17

枝幸郡

漁業権の設定

鮭

枝鮭定第 18 号 明 35・7・1 村山喜一郎（土崎 永

覚町） 売買契約（大 7・9・1）

・ 19 明 35・7・1 漁業権者 村山喜一郎 大 3・

2・5

・ 23 明 35・7・1 漁業権者 村山金蔵（土崎 永

覚町） 明 44・8・8 村山喜一郎 譲渡契約

（明 44・3・1）

・ 24 明 35・7・1 村山喜一郎 大 8・9・1 村

山金蔵 譲渡契約（大 8・

8・23）

・ 25

同右 明 35・7・1 漁業権者 村山喜一郎 明 44・

8・8 村山金蔵 譲渡契約（明 44・3・1）

27 明35・7・1 村山喜一郎 大2・7・7 村
 金拓殖合名会社（枝幸村） 譲渡契約（大8・
 6・23）
 39 大8・8・23 村山喜一郎 大8・8・23
 （漁業の種類―落網類漁業・鮭落網以下同様）
 42 大9・7・21 村山喜一郎 大9・7・21
 （漁業の種類―同 右）
 43 大9・7・21 村金拓殖合名会社 大9・7・
 21
 44 大10・2・10 村金拓殖合名会社 大10・2・
 10
 45 同 右
 46 大10・9・26 村山喜一郎 大10・9・26 村
 山喜作（枝幸村） 譲渡契約（大13・5・20）
 55 大14・3・10 村山喜作（土崎 永寛町） 大
 14・3・31
 58 昭3・9・5 村金拓殖合名会社 昭3・9・
 5
 59 同 右
 75 昭6・7・31 同 昭6・7・31
 76 村山喜作（枝幸村）
 77 昭6・9・1 村金拓殖合名会社 売買契約
 （昭9・12・21）
 78 同 右

79 昭10・5・13 同 昭10・5・13
 80 昭10・7・23 同 昭10・7・23
 81 同 右

鱒

枝罅定第13号 明35・7・1 村山喜一郎 大11・

7・1 村山喜作（枝幸村） 売買契約（昭

5・10・1）

14 明35・7・1 村山喜一郎 大11・7・1

15 明35・7・1 村山喜一郎 大11・7・1 村

金拓殖合名会社 売買契約（昭5・10・2）

17 明35・7・1 伊藤吉蔵（枝幸村）譲渡契約

（大6・10・10） 伊藤與七（天王 江川）

家督相続（大15・2・7） 伊藤ミサ（枝幸

村） 贈與契約（昭5・6・25）

（本稿は礼文・利尻・天売・焼尻の四離島を中心に枝
 幸郡・宗谷郡などへ、秋田県から進出した漁師を「旧
 免許漁業原簿」から書写したものである。中には寄留
 地や移住地になっているもの、漁業権の移転等で他の
 漁師も若干記されている。また書写の不手際から免許
 番号が明確でないもの、天売と焼尻のそれはどちらに
 属するか判然とないものなどが若干ある。）

編集後記

・平成十七年四月 学内に総合研究センターが発足。
この中に雪国民俗館が位置づけられた。本館は木造の
小さな建物だが、先祖の知恵と足跡を語る民具類を展
示・公開している。その案内用パンフレットが完成し
た。A4判・三つ折りサイズ、カラー版である。昨年
は小学生八十余名が「昔のくらし」をテーマに勉強に
きた。農具や遊具、はき物、イロリのことなど熱心に
メモをとっていた。皆さん是非見学において下さい。
・昨年八月 伊藤さん（大内町）からネコゲラ・輪力
ンジキ・火バチ・スリバチ・おやつ作りの型（木製）
など民具五十四点、それに刀剣二振り、槍二本の寄贈
があった。整理のついたものは展示している。あらた
めて感謝申し上げる。

・「図説 雪国の民具」の刊行（三月）をめざして写
真撮影などの仕事に追われている。この間薫製のはき
物を扱った。例えばワラジとゾウリ。前者は足をのせ

る台部、紐を通す乳（ミミ）、かかと部の力エシ、紐
（鼻緒の延長）で構成。後者は足をのせる台部、鼻緒
である。これが両者の基本的な構成だが、それぞれ用
途により異なる。ここからどのような作業に用いられ
たか、技法や地域性、また作業能率や経済性など話題
が広がる。民具は見る人に様々なことを語りかけてく
れる。予算上のこともあり白黒版（B5判）だが、広
く活用されることを期待している。

・「はじめに」にも記しているが、今後は地域社会と
の連携を深め、暮らしの文化に関心のある方々、また
そうした調査や研究をしている方々との交流を深めな
がら、雪国民俗館の活動にあたりたい。そして同時に
研究誌「雪国民俗」の内容の充実を図りたい。本館が
「雪国の暮らしと文化」の情報発信の基地になるよう
頑張る所存である。

「ご支援・ご援助の程、よろしく申し上げる次第であ
る。」
（編集一同）

執筆者紹介

鎌田 幸男

秋田栄養短期大学教授
雪国民俗館 館長

平 辰彦

秋田栄養短期大学助教授
雪国民俗館 研究所員

編集委員

平 辰彦 橋元志保

撮影協力

上松 馨

雪国民俗 第三十号

平成十八年三月二十日 印刷
平成十八年三月二十四日 発行

編集 雪国民俗館

（秋田経済法科大学総合研究センター内）
発行 秋田経済法科大学

〒〇一〇一八五一五

秋田市下北手校守沢四六一一

TEL 〇一八八三六六五九二

FAX 〇一八八三六六五三〇

印刷 秋田情報プリント

〒〇一〇一〇九六二

秋田市八橋大畑二丁目五十三〇

TEL 〇一八八三三六六四八

FAX 〇一八八三三二二三九